

華鐘コンサルタントグループ・上海市外国投資促進中心

第32回春季中国セミナー（オンラインセミナー）

「当面の中国经济状況と日系企業事例報告」

付属資料

2022年5月



作成・編集：華鐘コンサルタントグループ

www.shcs.com.cn

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
上海華鐘投資コンサルティング有限公司
上海華鐘信息管理コンサルティング有限公司
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング

非売品（会員内部資料）

本資料は全て華鐘コンサルグループがその著作権を有し、
弊社の許可なく一切の複写及び転載を禁じます。

目 次

1. 付属資料

- 1) 月刊華鐘通信・2022 年第 1 四半期の中国経済実績値特別報告(2022 年 5 月)…1
- 2) 2021 年版全国及び自由貿易試験区の外資参入ネガティブリストに関する Q&A(1~2)…4
- 3) 「市場参入ネガティブリスト(2022 年版)」に関する Q&A(1~3) ……8
- 4) 増値税の原則及び企業の保税貨物の仕入増値税申告に関する Q&A(1~2)…14
- 5) 22 年 1 月 1 日から適用の、3 歳以下の乳幼児ケアに係る個人所得税特定付加控除に関する Q&A(1~2) ……18
- 6) 2021 年度第 4 四半期の最低賃金基準に関する Q&A ……22
- 7) 2021 年度の上海市の都市従業員社会保険制度に関する Q&A ……24
- 8) 「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法」に関する Q&A(1~3)…26
- 9) 「国务院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」(22 年 5 月 1 日より施行)…32
- 10) 「上海高等法院のコロナ禍関連の契約紛争案件への法律適用に関する 12 の Q&A」
(日中対照訳) ……44

2. 華鐘コンサルタントグループの紹介

3. 提携関係にある開発区及びパートナーの紹介



特別報告

上海のロックダウン 50 日超と中国経済

新型コロナウイルスの感染増加で上海市全体がロックダウンになって45日間が過ぎた。実際は3月半ば頃からロックダウン状態に入っていた地区もあるので既に2ヶ月である。3月下旬には、会社のオフィスビルの入館制限で、筆者も含めて大部分の社員が在宅勤務に切り替えたので、当社は既に2ヶ月近く出社していない。会社業務は、本来ならばお客様の会社に出向いて行う作業もあるが、書類をメールでやり取りしたりして何とか出来ており、今まで本来出社すべき日を休日にした日はない。社内の会議、お客様や部門間の打合せなどは、東京、大阪、香港、北京、広州など距離に関係なくほぼ毎日オンラインミーティングが頻繁に実施されており、私たちのような業態では業務上はほぼ支障なく仕事が出来ている。ただ多くの従業員を抱えての製造業や流通業、物販の店舗、飲食業などは本当に大変であろうと思う。

ロックダウンで問題なのは家の外に出られないということである。買い物だけでなく、病院にも行けない、自宅の自動ロックのカギを持たずに外へ出て締め出された、という話もあったが解錠屋も呼べない。筆者自身は高齢でもあり、外出できないことについてはそれほどの苦痛は無く、好きなクラシック音楽も堪能できたし、1週間に一度程度の配給食材で生き延びなければならぬので、料理のレパートリーもかなり増えた。また同じ居住地区に住む1,000人ほどの住民（大部分中国人と少数の西欧人、日本人は居ないようだ）のWeChat仲間に入って、ほとんどが食料手配に関する内容であるが、1日に実に数千回も交わされるWeChatの発信を見て、中国の人達が今回の危機に対して何を考えるのか、どのように対処するのか、如何に相互に助け合うのかを、つぶさに体験することが出来た。政府からの食材配給については、私のように単身老人なら節約して何とか食いつなげる量であり、子供がいる3人、4人の家庭

ではとても足りない。つまり食料手配が生存の必須条件であり、「團購」方式で大量購入して、それをグループで分配する方式が必須であり、密接な連絡網は欠かせない。

さて、現在既に5月中旬で、全国の感染者の8割9割を占める上海市も感染経路が不明な無症状を含む新規感染者はほぼゼロになりつつある。そろそろ封鎖が解かれることが期待されているので、このあたりで今回の全市封鎖の状況を纏めておきたいと思う次第である。

昨年から今年2月末までは、中国全体は何の不安もなく、人々は外食に、国内旅行に、スポーツにおおいに生活を楽しんでいた。その結果として昨年のGDP成長率は8.2%という世界で突出した高成長を実現した。今年に入って香港で感染が広がり、香港との境界にある深圳市の羅湖地区で感染クラスターが発生して、深圳市は3月14日から20日まで全市ロックダウンを行ってこれを鎮静化させた。上海市で感染者が増加したのは3月中旬以降であり、香港から入国した人達の隔離場所に指定されていたホテルの空調空気が全館共通になっていてクラスターが発生したと言われている。

その後の感染拡大は急激で3月28日から浦東地区、4月1日から浦西地区がロックダウンに入った。当初、政府は期間5日間と明言していたので、私たちも正直あまり緊張感はなく、「1週間在宅勤務すればいいのね」ということで、当社も全社員に仕事に必要な物品を持ち帰らせた。また昨年から社内の固定式サーバーを廃止してクラウドサーバーに移行していたので、仕事に必要な各種書類や資料類については、全社員が在宅勤務でも自由にサーバーにアクセスできるようにしていたことも幸運であった。その後は周知のように一向に感染者が減る気配がなく、5月に入ってようやく漸減の傾向が見えたがその速度は遅く現在に至っている。

現在、上海の防疫体制は「三区」（防範区、

管控区、封控区)に分類して管理されている。「防範区」は直近14日間に新規陽性感染者が出ておらず街道内に限って外出してもよい区で、5月14日時点50,558ヶ所、関連人口1,864万人、「管控区」は直近7日間に新規陽性感染者が出ておらず、家から出て小区内では行動できる区で、14日時点17,936ヶ所、関連人口348万人、「封控区」は直近7日間に新規陽性感染者が出た区で、前7日間は自宅から出ることが出来ず、後7日間は小区内の行動が出来る区で、14日時点4,743ヶ所、関連人口数115万人、というように管理されている。中国の感染者数は住民ほぼ全部を検査した結果であり、有症状の感染者は極めてわずかで、大部分は無症状感染者である。その点は検査の可否を保健所が指示する日本のケースと大きく異なる。5月14日現在で症状がある感染者は166名、無症状感染者は1,205名で、感染経路不明の市中感染の新規感染者は2日連続でゼロとなっている。

上海市では3日連続で行政区内人口に対する新規感染者数の割合が一日10万分の1未満であれば「社会面基本ゼロコロナ」として、これらをロックダウン解除の条件としているが、無症状感染者を含めて感染者を洗い出すのは絶えず全住民の抗原検査やPCR検査を行う必要があり、膨大な作業を要する。最近業務終了で続々帰任されているが、多くの他省から「上海を救え」の掛け声で3万人を超える医療従事者が上海市の応援に入って、数日間隔の全市民のPCR検査を支えた。現在では8,000ヶ所を超える無料検査場が市内各所にできて1日の検査処理能力は850万人分だという。

日本での報道を見ると中国のゼロコロナ政策に対しては聞くに堪えないような批判が多いが、中国ではWithコロナに移行すべきという議論は少数派である。理由は習近平主席も強調しているように「経済よりも人命尊重」という考え方である。日本のマスコミでは習近平主席がゼロコロナ政策をゴリ押ししているよう

に報道されているが、実際は「我国は人口大国であり高齢人口も多く、地区により発展は不均衡で医療資源も不足している。管理を緩めれば大規模感染が起こって多くの重傷者や死亡者が出て、経済と社会の発展、人民の生命と安全、身体に健康に重大な影響を与える」と言っており、老人と同居する家庭が多く、地方格差と貧富格差が大きい中国ではWithコロナ政策は難しいと述べている。現在までの中国大陸の累計死者数は5,213人（湖北4,512人、上海582人）と少ないが、アメリカは100万人、欧州各国は10数万人、日本も3万人の死者を出しているため、人口比で見ても中国では数百万人の死者を覚悟しなければならない。今回の上海のロックダウンでも結局は出稼ぎの配達員や共同便所、共同炊事場の比較的貧しい小区が感染源として最後まで残った。経済も大切であるが「人民の生命と安全、健康を守る」ことを至上とする現在の政策を、当分の間は続けざるを得ないというのが現地の多くの人の意見である。

以上、中国のゼロコロナ政策は、経済よりも人民の命を大切にしようという考え方で、成功するかどうかは予断を許さないが、今年中国経済はかなり大きく低迷することは避けられない。2022年第1四半期の中国経済のGDP（国内総生産）は前年同期比4.8%増（前年同期は18.3%増）でまずまずと思うが、コロナ感染が広がったのは3月からなので4-6月第2四半期の更なる落ち込みは避けられない。上海市の第1四半期GDP成長率は3.1%に留まり、第2四半期はマイナスも避けられそうにない。上海市の全国GDPに占める割合はわずか4%弱であり、数字上は全中国の成長率に及ぼす影響はそれほど大きくはないが、実際の影響度は広範囲で相当に大きいはずである。「経済より人民の命」を選択した結果がどうなるかは予見し難いが、人類がいずれは経験しておかなければならない壮大な実験であることは確かである。

（董事長 古林恒雄 2022/5/16 記）

2022年第1四半期の中国経済実績値

項目	単位	2021年		2021年		2022年	
		通年	前年比	1-3月	通年	前年比	1-3月
国内総生産(GDP)	億元	1,143,670	8.1%	249,310	18.3%	270,178	4.8%
第一次産業	億元	83,086	7.1%	11,332	8.1%	10,954	6.0%
第二次産業	億元	450,904	8.2%	92,623	24.4%	106,187	5.8%
第三次産業	億元	609,680	8.2%	145,355	15.6%	153,037	4.0%
工業生産付加価値額	億元	-	9.6%	-	24.5%	-	6.5%
固定資産投資	億元	544,547	4.9%	95,994	25.6%	104,872	9.3%
東部地区投資	億元	-	6.4%	-	23.5%	-	9.5%
中部地区投資	億元	-	10.2%	-	39.9%	-	14.4%
西部地区投資	億元	-	3.9%	-	23.3%	-	11.3%
東北部地区投資	億元	-	5.7%	-	19.7%	-	-1.4%
第一次産業投資	億元	14,275	9.1%	2,362	45.9%	2,522	6.8%
第二次産業投資	億元	167,395	11.3%	27,929	27.8%	32,428	16.1%
第三次産業投資	億元	362,877	2.1%	65,703	24.1%	69,923	6.4%
不動産開発投資	億元	147,602	4.4%	27,576	25.6%	27,765	0.7%
社会消費品小売総額	億元	440,823	12.5%	105,221	33.9%	108,659	3.3%
小売業	億元	393,928	11.8%	94,625	30.4%	98,006	3.6%
飲食業	億元	46,895	18.6%	10,596	75.8%	10,653	0.5%
自動車販売台数	万台	2,653	4.8%	648	75.6%	651	0.2%
卸売り物価指数(PPI)		-	8.1%↑	-	2.1%↑	-	8.7%↑
消費者物価指数(CPI)		-	0.9%↑	-	0%↑	-	1.1%↑
食品		-	-0.3%↓	-	0.6%↑	-	-1.3%↓
衣服		-	0.3%↑	-	-0.2%↓	-	0.5%↑
全住民可処分所得(実質)	元	35,128	8.1%	9,730	13.7%	10,345	5.1%
都市可処分所得(実質)	元	47,412	7.1%	13,120	12.3%	13,832	4.2%
農村部純所得(実質)	元	18,931	9.7%	5,398	16.3%	5,778	6.3%
輸出入貿易総額	億ドル	60,515	30.0%	13,036	38.6%	14,789	13.0%
一般貿易	億ドル	37,268	33.6%	7,981	41.6%	9,340	16.2%
加工貿易	億ドル	13,160	19.0%	2,943	31.3%	3,133	6.5%
輸出総額	億ドル	33,640	29.9%	7,100	49.0%	8,209	15.8%
輸入総額	億ドル	26,875	30.1%	5,936	28.0%	6,580	9.6%
貿易黒字	億ドル	6,764	26.4%	1,164	781.8%	1,629	40.0%
外貨準備高	億ドル	32,500	1.0%	31,700	3.6%	31,880	0.0%
対外債務残高	億ドル	27,466	14.4%	25,266	20.6%	-	-
社会融資増加額	億元	313,510	-10.1%	102,379	-7.9%	120,570	17.0%
非銀行融資増加額	億元	112,392	-23.5%	21,429	-41.6%	35,457	62.0%
マネーサプライM2	千億元	2,383	9.0%	2,277	9.4%	2,498	9.7%
外国投資契約件数	件	48,000	23.5%	10,263	47.8%	-	-
外国投資実行総額	億ドル	1,735	20.2%	449	43.8%	591	31.7%
対外投資実行総額	億ドル	1,452	9.2%	248	2.4%	269	8.5%
上海株価指数		3,640	167↑	3,442	692↑	3,252	190↓
株式時価総額	億元	916,088	14.9%	783,730	39.2%	805,107	2.7%
株式取引総額の総計	億元	2,579,734	24.7%	549,392	9.9%	585,009	6.5%
為替レート 1US\$	元	6.3757	-2.3%	6.5713	-7.3%	6.3482	-3.4%
100円	元	5.5415	-12.4%	5.9554	-9.1%	5.1965	-12.7%
1ユーロ	元	7.2197	-10.0%	7.7028	-1.4%	7.0847	-8.0%

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 2021年版全国及び自由貿易試験区の外資参入ネガティブリストについて(1)

Q: このほど公布された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」について、教えてください。

<政策法規><外商投資><自由貿易試験区><ネガティブリスト><2021年版>

A: 2021年12月27日、国家発展改革委員会、商務部はそれぞれ「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（第47号令、以下「2021年版全国ネガティブリスト」）と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（第48号令、以下「2021年版自由貿易区ネガティブリスト」）を公布しました。2022年1月1日より施行されます。これに伴い、従前の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」は廃止されます。

1. 新版ネガティブリスト公布の背景

2017～2020年、政府は4年連続で全国及び自貿易試験区のネガティブリストを改訂し、外資参入特別管理措置はそれぞれ93項目から33項目、122項目から30項目に削減。金融、自動車などの分野では一連の重大な開放措置を打ち出して、外国企業の対中投資に対してより広範な発展空間を提供しました。

2020年1月、「外商投資法」及び「実施条例」が施行され、外資に対して参入前国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度が全面的に実施されました。2020年、世界全体で国外投資が大幅に低下したことを背景に、中国の外資導入額は1,493億4千万ドルと、安定して増加し、世界第2位を維持しています。

2021年は「第14次5カ年計画」の初年であると共に、中国のWTO加盟20周年でもあります。2021年1～11月、中国の外資導入額は前年同期比21.4%増の1,572億ドルで、総額は2020年通年を上回りました。産業別に見ると、サービス業の実行ベース外資導入額は17%増の8,239.4億元となりました。ハイテク産業の実行ベース外資導入額は19.3%増加し、そのうちハイテクサービス業は20.8%増加、ハイテク製造業は14.3%増加しました。地域分布を見ると、東部、中部、西部地域の実行ベース外資導入額はそれぞれ15.4%、25.8%、13.4%増加しました。

外資の参入をさらに緩和するため、今回公布された「2021年版全国ネガティブリスト」、「2021年版自由貿易区ネガティブリスト」の外資参入特別管理措置は2020年版の33項目から31項目に、30項目から27項目にそれぞれ削減され、6.1%と10%減少しました。

2. 新版ネガティブリストの主な変更点

今回の「2021年版全国ネガティブリスト」と「2021年版自貿区ネガティブリスト」の主な変更点は以下の通りです。

(1) 製造業の開放が更に深化

2件のリストはいずれも、自動車製造分野では乗用車製造の外資持株比率の制限と、同一の外国企

業は国内で同類の完成車製品を製造する合弁企業を2社まで設立できるという制限を取り消し、ラジオ・テレビ設備の製造分野においては外国企業が衛星テレビ放送の地上受信施設及び重要部品生産に投資する際の制限を取り消して内外資一致の原則に従って管理することとしました。

今回の改訂を通じて、「2021年版自由貿易区ネガティブリスト」の製造業項目ゼロが実現されました。「2021年版全国ネガティブリスト」では、現在のところ「出版物印刷は中国側がメジャー出資しなければならない」と、「漢方薬の蒸、炒、炙、焼成等の精製技術の応用及び漢方薬の処方守秘処方製品の生産への投資を禁止する」という2項目のみが残されています。

No.	「2021年版全国ネガティブリスト」と「2021年版自貿区ネガティブリスト」の製造業分野における開放措置	分野
1	<p>乗用車製造の外資持株比率、ラジオ・テレビ設備の製造分野などの制限を撤廃。</p> <p>(以下の二重取り線箇所が今回取り消された内容、以下同じ)</p> <p>➤ 専用車、新エネルギー車、商用車を除いて、自動車完成車製造の中国側持株比率は50%を下回らず、同一の外国企業が国内で同類の完成車製品を製造する合弁企業を2社まで設立することができる。</p> <p>➤ (乗用車製造の外資持株比率の制限、及び同一の外国企業が国内で同類の完成車製品を製造する合弁企業を2社まで設立することができるという制限を2022年に撤廃する)。</p> <p>➤ 衛星テレビ放送の地上受信施設及び重要部品の生産。</p>	製造分野

(2) 自貿試験区のサービス業参入緩和を探索

今回の「2021年版自由貿易区ネガティブリスト」は、サービス業の緩和を率先して探求し、「2021年版全国ネガティブリスト」に比べて市場調査、社会調査の分野で新たな試みが始められており、ラジオ・テレビの視聴、視聴率調査は中国側がメジャー出資しなければならないことを除き、外資参入制限を撤廃することを明らかにしています。社会調査の分野では、外国企業が社会調査に投資することを許可していますが、中国側の持株比率が67%を下回らないこと、法定代表者は中国国籍であることを求めています。

No.	「2021年版自貿区ネガティブリスト」のサービス業における開放措置	分野
1	<p>市場調査及び社会調査分野の外資参入制限を一定限度撤廃。</p> <p>(以下の太字下線箇所が今回追加された内容、以下同じ)</p> <p>➤ 市場調査は合弁に限り、そのうちラジオテレビの視聴、視聴率調査は中国側のメジャー出資であること。社会調査の中国側持株比率は67%を下回らず、法定代表者は中国国籍でなければならない。</p> <p>➤ 社会調査への投資を禁止する。</p>	サービス分野

「2021年版全国及び自由貿易試験区の外資参入ネガティブリストについて(2)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 2021年版全国及び自由貿易試験区の外資参入ネガティブリストについて(2)

Q: このほど公布された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」について、教えてください。

<政策法規><外商投資><自由貿易試験区><ネガティブリスト><2021年版>

A: 2021年12月27日、国家発展改革委員会、商務部はそれぞれ「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（第47号令、以下「2021年版全国ネガティブリスト」）と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（第48号令、以下「2021年版自由貿易区ネガティブリスト」）を公布しました。2022年1月1日より施行されます。これに伴い、従前の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」は廃止されます。

「2021年版全国及び自由貿易試験区の外資参入ネガティブリストについて（1）」より続く

2. 新版ネガティブリストの主な変更点の続き

(3) 外資参入ネガティブリストの精度の向上

今回、2件のネガティブリストの説明部分にはいずれも補足説明が追加され、ネガティブリストの禁止分野の業務に携わる国内企業による国外上場の資金調達に対して、証监会や関連の主管部門が規定に従って精密化管理を行うことを明確にしました。これは、外資参入ネガティブリスト管理の正確度、包摂性を高める具体的な措置です。また、リストでは更に、それらの企業が国外で上場する際には外資が企業の経営管理に参画しないこと、持株比率が規定に合致することという2つの条件を満たす必要があることを明確にしており、発展と安全を統一的に計画する要求を表しています。

No.	「2021年版全国ネガティブリスト」と「2021年版自貿区ネガティブリスト」の説明部分に補足された内容
1	<p>➢ 「外商投資参入ネガティブリスト」が投資を禁止している分野の業務に携わる国内企業が国外で株式発行して上場取引をする場合、国家関連主管部門の審査を経て同意を得なければならない、国外投資者は企業の経営管理に参画してはならず、その持株比率は国外投資者の国内証券投資管理に関する規定を参照して実施しなければならない。（「2021年版全国ネガティブリスト」の説明部分）</p> <p>「自貿試験区ネガティブリスト」が投資を禁止している分野の業務に携わる国内企業が国外で株式発行して上場取引をする場合、国家関連主管部門の審査を経て同意を得なければならない、国外投資者は企業の経営管理に参画してはならず、その持株比率は国外投資者の国内証券投資管理に関する規定を参照して実施しなければならない。（「2021年版自貿区ネガティブリスト」の説明部分）</p>

(4) 外資参入ネガティブリスト管理の適正化

「外商投資法実施条例」によると、2件のネガティブリストの説明部分には、以下の補足文字が追加されています。また、外資参入ネガティブリストと「市場参入ネガティブリスト」との連携をよくするために、ネガティブリストの説明部分には「国内外投資者は、統一して『市場参入ネガティブリスト』の関連規定が適用される」と追加されています。

No.	「2021年版全国ネガティブリスト」と「2021年版自貿区ネガティブリスト」の説明部分に補足された内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>国内外の投資者は、統一して「市場参入ネガティブリスト」の関連規定が適用される。</u>（両リストとも追加） ➤ <u>外商投資企業が中国国内で投資する場合、「外商投資参入ネガティブリスト」の関連規定に合致しなければならない。</u>（「2021年版全国ネガティブリスト」の説明部分） ➤ <u>外商投資企業が自由貿易試験区内で投資する場合、「自貿試験区ネガティブリスト」の関連規定に合致しなければならない。</u>（「2021年版自貿区ネガティブリスト」の説明部分）

「2021年版全国ネガティブリスト」と「2021年版自貿区ネガティブリスト」は2022年1月1日より施行されます。従前、調整を要すると規定されていたものについては、関連部門が手順に従って2年以内に関連の調整作業を完了します。国家発展改革委員会は、商務部などの部門、各地方と共同で「外商投資法」及び実施条例の要求に厳格に従ってこれら2件のリストを確実に実施し、新たな開放措置の速やかな実現を保証するとしています。

なお、2件のネガティブリスト以外の分野については、内外資一致の原則に従って管理が行われ、外商投資企業に国民待遇が与えられます。

以上

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について（1）

Q: このほど公布された「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について、教えてください。

<政策法規><市場参入ネガティブリスト><2022年版>

A: 2022年3月12日、国家発展改革委、商務部は「市場参入ネガティブリスト（2022年版）（中国語：市場准入負面清單）」（以下、「リスト（2022年版）」）を公布しました。公布日より施行され、2020年版リストは同時に廃止されます。「リスト（2022年版）」には計117項目が掲載され、2020年版から6項目減少しています。

1. リスト公布の背景

中国は2018年末に市場参入ネガティブリスト制度を全面的に実施しました。制度の実現により、既に全国範囲で市場参入段階でのネガティブリスト管理モデルが確立され、リスト以外の産業、分野、業務などは市場主体が法に基づき平等に参入することができます。つまり、「禁止以外は参入可」ということです。

中国で実施されている市場参入ネガティブリスト制度、定義、実施の背景、リストに含まれていないものについての管理措置、直近2期のリスト（2019年版、2020年版）および外資企業に対する全国版および自由貿易試験区版外資参入ネガティブリストなどの内容については、弊社ウェブサイト (<https://www.shcs.com.cn/>) 「ビジネス Q&A」または「法律データベース」欄で「ネガティブリスト」などのキーワードで検索して頂くことができます。

2. 「リスト（2022年版）」の主な調整内容

市場参入ネガティブリスト制度が実施された後、情報公開や動的調整メカニズムに従って法律法規に則った増減が施され、2016年に試行された「市場参入ネガティブリスト草案（試験実施版）」では328項目が掲載されていましたが、今回の「リスト（2022年版）」では削減率が64%に達しています。ただ、ネガティブリストの改訂は、減少だけで増加しない、ということではなく、増加も減少もあり、リストの厳密性と規範性を保障しています。

統計によると、今回新たに公布された「リスト（2022年版）」には、参入禁止事項6項目（従来の5項目から1項目増加）と参入許可事項111項目（7項目減少）の計117項目が掲載されており、「リスト（2020年版）」から合計6項目減少しました。

「リスト（2022年版）」の主要な調整は以下の通りです。（太字下線箇所は新規追加、~~太字二重取り消~~
~~し線箇所~~は削除、波線箇所は文言が調整された部分です。以下同じ）

(1) 参入禁止類：1項目追加（規定に反してニュースメディア関連業務を実施することを禁止）

項目 No.	禁止または許可事項	事項 コード	参入禁止または許可措置	主管部門	地方性 許可事項
一、禁止参入類					

日刊華鐘通信 No. 5207	華鐘コンサルタントグループ会員専用	2022年4月18日(月)			
6	規則に反してニュースメディアに関する業務を実施することを禁止する	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">100006</td> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <p><u>非公有資本は、ニュース収集、編集、報道業務に従事してはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、報道機関の設立への投資、経営をしてはならず、これには通信社、新聞出版機関、ラジオ・テレビ放送機関、ラジオ・テレビステーション及びインターネットニュース情報収集編集配信サービス機関等を含むがこれらに限らない。</u></p> <p><u>非公有資本は、ニュース機関の紙面、周波数、チャンネル、欄目、公衆アカウント等を経営してはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、政治、経済、軍事、外交、重大な社会、文化、科学技術、衛生、教育、スポーツ及びその他、政治方針や世論の方向性、価値傾向に関わる活動、事件の実況中継業務に従事してはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、海外の主体が発表したニュースを取り入れてはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、ニュース世論分野のフォーラム、サミット及び表彰の選考活動を主催してはならない。</u></p> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>新聞出版署</p> <p>ラジオ・テレビ総局</p> <p>国家ネットワーク</p> <p>安全審査情報弁公室</p> </td> </tr> </table>	100006	<p><u>非公有資本は、ニュース収集、編集、報道業務に従事してはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、報道機関の設立への投資、経営をしてはならず、これには通信社、新聞出版機関、ラジオ・テレビ放送機関、ラジオ・テレビステーション及びインターネットニュース情報収集編集配信サービス機関等を含むがこれらに限らない。</u></p> <p><u>非公有資本は、ニュース機関の紙面、周波数、チャンネル、欄目、公衆アカウント等を経営してはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、政治、経済、軍事、外交、重大な社会、文化、科学技術、衛生、教育、スポーツ及びその他、政治方針や世論の方向性、価値傾向に関わる活動、事件の実況中継業務に従事してはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、海外の主体が発表したニュースを取り入れてはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、ニュース世論分野のフォーラム、サミット及び表彰の選考活動を主催してはならない。</u></p>	<p>新聞出版署</p> <p>ラジオ・テレビ総局</p> <p>国家ネットワーク</p> <p>安全審査情報弁公室</p>
100006	<p><u>非公有資本は、ニュース収集、編集、報道業務に従事してはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、報道機関の設立への投資、経営をしてはならず、これには通信社、新聞出版機関、ラジオ・テレビ放送機関、ラジオ・テレビステーション及びインターネットニュース情報収集編集配信サービス機関等を含むがこれらに限らない。</u></p> <p><u>非公有資本は、ニュース機関の紙面、周波数、チャンネル、欄目、公衆アカウント等を経営してはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、政治、経済、軍事、外交、重大な社会、文化、科学技術、衛生、教育、スポーツ及びその他、政治方針や世論の方向性、価値傾向に関わる活動、事件の実況中継業務に従事してはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、海外の主体が発表したニュースを取り入れてはならない。</u></p> <p><u>非公有資本は、ニュース世論分野のフォーラム、サミット及び表彰の選考活動を主催してはならない。</u></p>	<p>新聞出版署</p> <p>ラジオ・テレビ総局</p> <p>国家ネットワーク</p> <p>安全審査情報弁公室</p>			

「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について（2）」に続く

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について（2）

Q: このほど公布された「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について、教えてください。

<政策法規><市場参入ネガティブリスト><2022年版>

A: 2022年3月12日、国家発展改革委、商務部は「市場参入ネガティブリスト（2022年版）（中国語：市場准入負面清單）」（以下、「リスト（2022年版）」）を公布しました。公布日より施行され、2020年版リストは同時に廃止されます。「リスト（2022年版）」には計117項目が掲載され、2020年版から6項目減少しています。

「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について（1）」より続く

2. 「リスト（2022年版）」の主な調整内容の続き

(2) 参入許可類：7項目削除（以下は「リスト（2020年版）」から抜粋。いずれも削除された内容で、暫時二重取り消し線を施していません）

項目 No.	禁止または許可事項	事項コード	参入禁止または許可措置	主管部門	地方性許可事項
二、参入許可類					
(九) 情報伝送、ソフトウェア、情報技術サービス業					
56	許可を得ずに、国外の衛星資源を借用し、又は国際通信出入局を設立してはならない	209003	国内の企業が国外の衛星資源を借用する際の承認 国際通信出入局を設立する際の承認	工業情報化部	-
(十) 金融業					
66	許可を得ずに、株式を発行し、又は特定上場企業の M&A や再編を行ってはならない	210008	会社公開株式発行（A 株、B 株、優先株）、預託証明書の承認、科创板、創業板の公開株式発行、預託証明書の登録 上場企業の合併、分離の承認、登録。非公開新株発行、優先株の承認 上場企業の株式発行及び資産購入の承認、登録、重大な資産の購入、売却、置換行為（既存上場企業の買収による間接的な上場を構成するもの）の承認（メインボード、中小板企業）	証監会	-
(十二) リース及びビジネスサービス業					
73	許可を得ずに、涉外統計調査業務に従事してはならない	212004	涉外統計調査機関の資格認定、涉外社会調査プロジェクトの審査認可	統計局	-
(十四) 水利、環境、公共施設管理業					
89	許可又は資格認定を	214006	オイルタンク、ガス庫、弾薬庫、化学品	気象局	-

日刊華鐘通信 No. 5208		華鐘コンサルタントグループ会員専用		2022年4月19日(火)	
	得ずに、限定分野内の避雷装置を施行してはならず、避雷装置検査作業に従事してはならない		倉庫、花火爆竹、石化等、燃えやすく爆発しやすい建設工事や建設現場、雷が発生しやすいエリアの鉱区、観光スポット又は使用に投じられた建築物(構造物)、施設等、単独で避雷装置を設置する必要がある場所、雷のリスクが高く避雷基準や規範が無く特殊な論証を行う必要がある大型プロジェクトの避雷防護装置の設計の審査。 避雷装置検査会社の資格認定		
(十六) 教育					
93	許可を得ずに、警備訓練業務を実施してはならない	216002	警備訓練許可証の発行	公安部	-
(十七) 衛生及びソーシャルワーク					
96	許可を得ずに、又は資格条件を満たさずに、医療放射性製品に関する業務に従事してはならない	217003	個人の線量モニタリング、放射防護器材及び放射性製品の検査、医療機関の放射性危害の評価等を含む技術サービス機関の認定 放射線源診療技術及び医療放射線機関の許可	衛生健康委	-
(二十) 「インターネット市場参入禁止許可目録」中の許可類事項					
117	許可を得ずに、インターネット金融情報サービスに従事してはならない	222003	保険機構がインターネット保険業務を行う自営ネットワークプラットフォームを展開する場合、インターネット産業主管部門が発行した許可証を保有し、又はインターネット産業主管部門にてウェブサイトの届出を完了しなければならない。 保険機関が第三者ネットワークプラットフォームを通じてインターネット保険業務を実施する場合、第三者ネットワークプラットフォームはインターネット産業主管部門が発行した許可証を保有し、又はインターネット産業主管部門にてウェブサイトの届出を完了しなければならない。	銀保监会	-

「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について（3）」に続く
（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について（3）

Q: このほど公布された「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について、教えてください。

<政策法規><市場参入ネガティブリスト><2022版>

A: 2022年3月12日、国家発展改革委、商務部は「市場参入ネガティブリスト（2022年版）（中国語：市場准入負面清單）」（以下、「リスト（2022年版）」）を公布しました。公布より施行され、2020年版リストは同時に廃止されます。「リスト（2022年版）」には計117項目が掲載され、2020年版から6項目減少しています。

「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」について（2）」より続く

2. 「リスト（2022年版）」の主な調整内容の続き

(3) 一部条項の調整

「リスト（2022年版）」における一部の製造業、卸売り・小売り業などに対する調整は、以下の通りです。具体的な措置はここでは省略しますが、詳細は「リスト（2022年版）」をご参照下さい。

「リスト（2022年版）」の改訂条項の比較

旧「リスト（2020年版）」		新「リスト（2022年版）」	
禁止または許可事項	事項コード	禁止または許可事項	事項コード
二、参入許可類		二、参入許可類	
(三) 製造業		(三) 製造業	
許可を得ずに、航空機、宇宙ロケット及び関連の設備の製造及び使用(打ち上げ)関連業務に従事してはならない。	203012	許可を得ずに、 <u>航空機、航空製品の製造、使用及び民間宇宙飛行の打ち上げに関する業務に従事してはならない。</u>	203013
許可を得ずに、鉄道輸送基礎設備の生産、機動車両の設計、製造、修理、輸入に従事してはならない。	203013	許可を得ずに、 <u>特定の鉄道輸送設備の生産、修理、輸入業務に従事してはならない。</u>	203014
許可を得ずに、関連の計量値伝送作業に従事してはならない。	203018	許可を得ずに、 <u>計量器具を製造し、又は関連の計量値の伝送及び技術業務に従事してはならない。</u>	
(五) 建築業		(五) 建築業	
許可を得ずに、又は法定手続きを履行せずに、建築業及び家屋、土木工事、海洋工程等の関連プロジェクトの建設に従事してはならない。	205001	許可を得ずに、 又は法定手続きを履行せずに 、 <u>建築業及び家屋、土木工事、河川に関するプロジェクト</u> 、海洋工程等の関連プロジェクトの建設に従事してはならない。	205001
(六) 卸売り・小売り業		(六) 卸売り・小売り業	
許可、クォータ又は資格を得ずに、農産品、原油等の特定の商品、技術、サービスの経営、流通貿易及び輸出入(トランジットを含む)に従事してはならない。	206001	許可、クォータ、 <u>関税クォータ又は経営資格を得ずに、農産品、原油等の特定の商品、技術、サービスに関する</u> 経営、流通貿易及び輸出入(トランジットを含む)。 <u>関税クォータとはクォータの数量以内で輸入する貨物に低い税率を適用することを指す</u> に従事してはならない。	206001
(十) 金融業		(十) 金融業	

日刊華鐘通信 No. 5209		華鐘コンサルタントグループ会員専用	2022年4月20日(水)	
許可を得ずに、銀行、証券、保険、ファンド等の金融機関を設立し、又はその持分構成を変更してはならない。	210001	許可を得ずに、銀行、証券、 <u>先物</u> 、保険、ファンド等の金融機関を設立し、又はその持分構成を変更してはならない。	210001	210001
(十二) リース及びビジネスサービス業		(十二) リース及びビジネスサービス業		
許可を得ずに、会計、特許代理等のビジネスサービスに従事してはならない。	212001	許可を得ずに、 <u>法律サービス又は特定のコンサルティング、調査、知的財産権サービス</u> に従事してはならない。	212001	212001
許可を得ずに、職業仲介、出入国仲介、役員派遣、保安サービスなどの業務に従事してはならない。	212002	許可を得ずに、職業仲介、 <u>出入国仲介</u> 、役員派遣、保安サービス等の業務に従事してはならない。	212002	212002
(十三) 科学研究及び技術サービス業		(十三) 科学研究及び技術サービス業		
資格条件を取得せずに、特定の工程技術サービス業務に従事してはならない。	213004	許可を得ずに、 <u>建設工程の地質調査、設計、監理業務</u> に従事してはならない。	213004	213004
資質条件を取得せずに、地質調査、検査測定、認証認可、評価業務に従事してはならない。	213005	許可を得ずに、 <u>地質調査、検査、測定、認証認可、評価業務</u> に従事してはならない。	213005	213005
(十六) 教育		(十六) 教育		
許可を得ずに、学校、幼稚園を設立、分離、合併、変更、終了してはならない。	216001	許可を得ずに、 <u>特定の教育機関</u> を設立してはならない。	216001	216001
(十七) 衛生及びソーシャルワーク		(十七) 衛生及びソーシャルワーク		
許可を得ずに、医療製剤を調製したり、特定の薬品を購入、使用したりしてはならない。	217004	許可を得ずに、 <u>医療機関</u> が医療製剤を調製したり、特定の薬品、 <u>医療器械</u> を購入、使用したりしてはならない。	217003	217003
(十八) 文化、スポーツ、娯楽業		(十八) 文化、スポーツ、娯楽業		
許可、資格条件を取得せず、又は内容審査に合格せずに、特定の文化・スポーツ・芸能活動、業務又は社会芸術のレベル試験評価活動に従事してはならず、娯楽場所を設立したり、ゲーム遊技設備を販売したり、文化・スポーツ業務を経営したりしてはならない。	218007	許可、 資格条件 を取得せず、又は内容審査に合格せずに、特定の文化・スポーツ娯楽業務に従事し、又は 社会芸術のレベル試験評価活動 に従事してはならず、娯楽場所を設立したり、 ゲーム遊技設備を販売したり、文化・スポーツ業務を 経営したりしてはならない。	218007	218007

3. その他

国家発改委、商務部は今回文書を公布する際に、「全国で一枚のリスト」の管理要求を厳格に実行し、各地域や各部門が自ら市場参入性のネガティブリストを公布してはならないとしました。「リスト(2022年版)」は公布日(2022年3月12日)より正式に実施されます。

企業は、市場参入前に関連の参入条件などの内容を照合する必要があります。更に、市場主体が告知承諾方式で許可を得た後、信用承諾を履行していない場合、主管機関は発行済の許可を撤回し、その履行実践状況を全面的に信用記録に組み入れて全国信用情報共有プラットフォームで共有し、法律法規に従って信用失墜懲戒が行われますので、注意が必要です。このような処理が行われると、企業の運営にも大きな経済的損失、信用の損失がもたらされることとなりますので、企業は初期に告知承諾を行う際に、実際の状況に応じて誠実に信用を守り、長期的に良好な企業の信用を構築することが大切です。

また、「リスト(2022年版)」の冒頭の説明において、今後主管機関は独占禁止の監督管理を強化し、資本の無秩序な拡張、野蛮な成長、規則違反や誇張した宣伝行為を防止し、経済社会の発展秩序に打撃を与えないようにしなければならないと述べています。

以上
(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 増値税の原則及び企業の保税貨物の仕入増値税申告について（1）

Q: 当社は上海外高橋保税區に登録している日系企業で、保税貿易、国内調達再輸出などの業務を行っています。このほど税務局から「保税貨物貿易仕入増値税額申告状況確認表」（以下、確認表）が送られてきて、2016年～2021年8月の各項販売収入及び仕入増値税額の転出に関する情報を記入するよう求められました。確認表の情報収集の背景、目的、記入方法、及び企業への影響などについて、教えてください。

<保税區><保税貿易><増値税><仕入増値税額申告><仕入増値税額転出>

A: 当社の増値税法規に対する理解及び実務経験、そして上海外高橋保税區税務局に問い合わせた結果、貴社のご質問について、以下のようにご説明いたします。

1. 今回の確認の背景及び目的

2021年8月までに、保税貿易に関わる多くの企業が同じ問題に遭遇しています。毎月増値税を申告する際に、一般輸出貿易、保税貿易及び中継貿易の収入をどのように正しく分類して記入するか、仕入増値税額をどのように転出するかなどは、理解に相違があり、記入の基準がそれぞれ異なる、仕入れ転出の計算が規範的でない、などの問題が起きます。特に上海外高橋保税區のような保税業務の比重が大きい地域では、仕入増値税額が規則正しく転出されていない状況がより多く見受けられ、保税區の増値税管理において顕著な現象にもなっています。

上海外高橋税務局はこの分野の管理を強化する必要性から、一連の政策を公布しており、例えば2021年9月2日には増値税申告書の記入方法を明確にし、規範的な増値税申告をするよう求めています。また、それ以前の申告データについては、今回の「確認表」により、企業が自ら検査し、是正すると共に正確な申告方法で行うよう促しています。

2. 確認の結果が企業に及ぼす影響

企業が事実の通りにデータを記入し、「転出補正すべき仕入増値税額」が発生した場合に追責されるかどうか、滞納金を納付する必要があるかどうかなどの問題については、当社が把握したところでは、上海外高橋税務局は「今回は企業の自己検査に該当し、「転出補正すべき仕入増値税額」が発生した場合、企業は次回申告時に補正申告すればよい」という主旨ですが、今後も正確な方法で申告するよう注意が必要です。

今回の自己検査を通じて、各企業が自社の増値税管理制度をあらためて審査し、規則に適合していない処理方法は速やかに改善することにより、税務リスクを効果的に低減することができるでしょう。

3. 増値税申告の基本原則

財務担当者以外の方々にも確認表の記入内容をよりよくご理解頂くために、先ず増値税申告の基本原則を以下にご紹介します。

(1) 増値税の基本的な徴税原理

増値税は、その名の通り、貨物、役務について流通過程で発生する付加価値部分について徴税されるものです。外税方式であり、消費者が負担して税務機関に収める必要がありますが、税務機関は巨大な消費者群を管理できないことから、消費者が販売者に渡し、販売者が代理で納付するよう変更されました。

事例及び説明は、以下の通りです。

事例：

Aが1件の商品(コストゼロ)を税抜き100元(税率13%)でBに販売するとします。Bは113元を支払い、そのうち税金13元はAが代理で税務機関に支払います。

Bは商品を受領した後加工し、税抜き価格200元(税率13%)でCに販売します。Cは226元を支払い、そのうち税金26元はBが代理で税務機関に支払います。

2回の代理納税の合計は、13+26=39元です。

しかしながら、この三者の取引において、同商品はコストゼロから200元まで、付加価値は計200元です。増値税の設計原理に基づくと、税務機関が収受する税額は、 $200 \times 13\% = 26$ 元です。

代理納税額39元と課税額26元には13元の相違がありますが、どのように考えるべきでしょうか、またどのように解決すべきでしょうか。

説明：

税務機関は、1回1回の取引について、最終的な消費行為なのか、継続的に付加価値を生むものなのかを判断することができないため、徴税漏れを回避するために、毎回の取引について販売者が税金を代理納付するよう求めています。

上記事例のAがBに代わり納付する13元は、Bが税務機関に置く保証金と見なすことができます。取引がその時点で中止された場合、Bは最終消費者となり、保証金13元はBの納付済の税金になります。取引が継続し、BがCに代わり保証金(26元)を納付するタスクを完了した場合、Bは自身の保証金(13元)を還付してもらうことができます。

逐一納付と還付を行うのは非常に煩雑であることから、Bは代理納付する保証金(26元)から自身の保証金(13元)を差し引くことができ、差額13元を税務署に納付することができると規定しています。このように、税務機関は徴税額(A、Bはそれぞれ13元を代理納付)を少なくすることはなく、納税者もそれにより余分な税収負担(Cのみが26元の税金を負担する)が生じることはありません。

Bにとっては、Aが代理納付した13元は「増値税-仕入増値税額」であり、Cの26元は「増値税-売上増値税額」とされます。13元が還付されるのであれば、「控除可能な仕入れ増値税額」となり、還付されなければ、「仕入増値税額の転出」となります。

(2) 仕入増値税額転出の一般原則

上の例を参照すると、この仕入増値税額転出の原則は、増値税法規において明確に述べられています。増値税免除項目、集団福利または個人消費などに用いる場合、最終消費と見なされ、次の段階の増値税は発生せず、「仕入増値税額の転出」となります。

(3) 増値税免除項目と課税項目を兼営する場合の仕入増値税額転出の原則

実務において、増値税免除項目と課税項目を兼営する企業は非常に多く、外高橋に登録している企業も、国内販売、一般貿易の他保税業務もあります。保税業務によく見られる、貨物の輸入、加工を全て保税区内で完成し、その後直接輸出し増値税の仕入増値税にも売上増値税にも関連しないケース、言い換えれば最初から最後まで増値税に関わらない付加価値の循環は、増値税免除項目になると理解することができます。

これらの兼営企業にとって、経営活動において発生する仕入増値税額が別の項目に関連することは免れ難いものの、仕入増値税額がどの項目に該当するかを明確に区分できる場合は比較的シンプルで、免税に用いるために転出を要するもの、課税に用いるものは、控除して還付が可能です。どの項目に用いたか区分が難しい場合(例：事務経費に関する仕入増値税額)は、全て企業に転出させるのは不合理であり、企業の負担を増やすこととなりますが、全て企業に払い戻すのもまた不合理であり、税務機関の徴収税額を減らすこととなります。

バランスをとるために、税務機関は異なる収入の割合に従って区分する規定を作っています。

例：控除できない仕入増値税額＝当期に区分できない全仕入増値税額×(当期の簡易税額計算方法で計算した項目の販売額+増値税免除項目の販売額)÷当期の全販売額

「増値税の原則及び企業の保税貨物の仕入増値税申告について(2)」へ続く

(作成：税務コンサルティング部 郭芳、彭雯潔)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 増値税の原則及び企業の保税貨物の仕入増値税申告について（2）

Q: 当社は上海外高橋保税區に登録している日系企業で、保税貿易、国内調達再輸出などの業務を行っています。このほど税務局から「保税貨物貿易仕入増値税額申告状況確認表」（以下、確認表）が送られてきて、2016年～2021年8月の各項販売収入及び仕入増値税額の転出に関する情報を記入するよう求められました。確認表の情報収集の背景、目的、記入方法、及び企業への影響などについて、教えてください。

<保税區><保税貿易><増値税><仕入増値税額申告><仕入増値税額転出>

A: 当社の増値税法規に対する理解及び実務経験、そして上海外高橋保税區税務局に問い合わせた結果、貴社のご質問について、以下のようにご説明いたします。

「増値税の原則及び企業の保税貨物の仕入増値税申告について（1）」より続く

3. 増値税申告の基本原則の続き

(4) 輸出業務モデル別の仕入増値税額転出

中国が企業の輸出を奨励する財稅優遇政策は、主として以下の通りです。

① 生産企業の輸出の免除、控除、還付

「免除」とは、自社製造品の輸出段階における売上増値税の徴収免除を指します。「控除」とは、自社製造品の輸出に用いた原材料、部品など還付すべき仕入増値税額を指します。「還付」とは、「控除」段階で控除しきれない仕入増値税額を還付することを指します。

② 貿易企業の輸出の免除、還付

「免除」とは、輸出段階の売上増値税の徴収免除を指します。「還付」とは、各ロットの輸出商品の還付税率に従って直接還付税額を計算することを指します。輸出商品に関する調達、物流などの仕入増値税額を実際に転出し、「還付」する方法で部分的に還付します。

③ サービス役務の輸出の税率ゼロ

税率ゼロとは、売上増値税率がゼロであることを指します。即ち輸出段階がまだ増値税の付加価値循環システム中にあり、対応する仕入増値税額は還付申請することができるということです。

④ サービス役務の輸出免税

輸出免税とは、当該輸出行為について増値税を徴収しないということで、この段階では既に増値税の付加価値循環が中断されており、前の段階の仕入増値税額の還付申請ができず、転出する必要があります。

4. 「確認表」の記入方法

「確認表」（右図）の主な記入欄は、以下の通りです。ご不明の点は随時当社担当者へお問合せ下さい。

(1) 第1-4欄：無着色の欄は、企業が記入する必要はありません。データは企業が申告済のデータを記入します。国内販売収入の「一般税額計算販

企業名稱 (企業)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年1-8月
一、一般稅額計算	1					
二、免稅	2					
三、免稅	3					
四、免稅	4					
五、免稅	5					
六、免稅	6					
七、免稅	7					
八、免稅	8					
九、免稅	9					
十、免稅	10					
十一、免稅	11					
十二、免稅	12					
十三、免稅	13					
十四、免稅	14					
十五、免稅	15					
十六、免稅	16					
十七、免稅	17					
十八、免稅	18					
十九、免稅	19					
二十、免稅	20					
二十一、免稅	21					
二十二、免稅	22					
二十三、免稅	23					
二十四、免稅	24					
二十五、免稅	25					
二十六、免稅	26					
二十七、免稅	27					
二十八、免稅	28					
二十九、免稅	29					
三十、免稅	30					
三十一、免稅	31					
三十二、免稅	32					
三十三、免稅	33					
三十四、免稅	34					
三十五、免稅	35					
三十六、免稅	36					
三十七、免稅	37					
三十八、免稅	38					
三十九、免稅	39					
四十、免稅	40					
四十一、免稅	41					
四十二、免稅	42					
四十三、免稅	43					
四十四、免稅	44					
四十五、免稅	45					
四十六、免稅	46					
四十七、免稅	47					
四十八、免稅	48					
四十九、免稅	49					
五十、免稅	50					
五十一、免稅	51					
五十二、免稅	52					
五十三、免稅	53					
五十四、免稅	54					
五十五、免稅	55					
五十六、免稅	56					
五十七、免稅	57					
五十八、免稅	58					
五十九、免稅	59					
六十、免稅	60					
六十一、免稅	61					
六十二、免稅	62					
六十三、免稅	63					
六十四、免稅	64					
六十五、免稅	65					
六十六、免稅	66					
六十七、免稅	67					
六十八、免稅	68					
六十九、免稅	69					
七十、免稅	70					
七十一、免稅	71					
七十二、免稅	72					
七十三、免稅	73					
七十四、免稅	74					
七十五、免稅	75					
七十六、免稅	76					
七十七、免稅	77					
七十八、免稅	78					
七十九、免稅	79					
八十、免稅	80					
八十一、免稅	81					
八十二、免稅	82					
八十三、免稅	83					
八十四、免稅	84					
八十五、免稅	85					
八十六、免稅	86					
八十七、免稅	87					
八十八、免稅	88					
八十九、免稅	89					
九十、免稅	90					
九十一、免稅	91					
九十二、免稅	92					
九十三、免稅	93					
九十四、免稅	94					
九十五、免稅	95					
九十六、免稅	96					
九十七、免稅	97					
九十八、免稅	98					
九十九、免稅	99					
一百、免稅	100					

売額」と見なします。

- (2) 第 5-8 欄：着色の欄は、実際状況に基づいて記入します、以下をご参照下さい。

第 5 欄：「免除、控除、還付の販売額」：「免除、控除、還付方法による輸出」を行う生産企業は輸出販売額を記入します。

第 6 欄：「課税されない販売額」：中継貿易の収入額を記入します。

第 7 欄：「保税貨物貿易免税販売額」：一般に、保税貿易収入額を記入します。

第 8 欄：「税額免除、還付の販売額」：商貿企業の一般輸出貿易収入額を記入します。

- (3) 第 10 欄：区分できない全仕入増値税額：主として、明確に区分できない、免税または課税業務に関する仕入増値税額を対象としています。企業によくある仕入増値税の状況と結合して、以下のようにご説明します。

No.	仕入増値税額の来源	関連の仕入増値税額が区分できるか否か
1	課税業務に関する調達、輸送、倉庫保管などを明確に区別することが可能	No の場合、控除可能
2	免税業務に関する調達、輸送、倉庫保管などを明確に区別することが可能	No の場合、仕入増値税を転出
3	専ら課税業務に用いるために購入した固定資産、不動産	No の場合、控除可能
4	専ら免税業務に用いるために購入した固定資産、不動産	No の場合、仕入増値税を転出
5	購入した混用(注 ¹)固定資産	No の場合、控除可能
6	専ら課税業務に用いるために賃貸した固定資産、不動産	No の場合、控除可能
7	専ら免税業務に用いるために賃貸した固定資産、不動産	No の場合、仕入増値税を転出
8	賃貸した混用(注 ¹)固定資産、不動産	2016～2017年：明確な規定なく、一般的な理解は、No の場合、仕入増値税を転出 2018年以降：No の場合、控除可能 (詳細は以下の参考法規ご参照)
9	課税業務に関するその他の経費を明確に区別することが可能	No の場合、控除可能
10	免税業務に関するその他の経費を明確に区別することが可能	No の場合、仕入増値税を転出
11	団体の福利または個人消費の仕入増値税額	No の場合、仕入増値税を転出
12	免税業務に用いたか、課税業務に用いたかを明確にできないその他の仕入増値税額	Yes の場合、収入の割合に従って区分

注¹：混用とは、免税業務にも課税業に務も用いられていることを指します。

- (4) 第 12 欄 「そのうち：転出済み仕入増値税額」：第 11 欄に該当するものは仕入増値税額から控除することができず、当年度の増値税申告表で転出済みの金額を記入
- (5) 第 14 欄：第 7 欄の保税貨物貿易免税販売額に対応する、明らかに区分可能な控除できない仕入増値税額のうち、年度増値税申告表で転出済みの税額を記入
- (6) 第 15 欄：第 7 欄の保税貨物貿易免税販売額に対応する、明らかに区分可能な控除できない仕入増値税額のうち、未転出の税額を記入
- (7) 第 11、13、16-18 欄：無着色の欄は記入不要、公式リンクあり。

注²：第 7 欄の合計数 >10 万円で且つ第 10 欄、第 14 欄、第 15 欄の合計数がいずれも 0 の場合、第 9 欄の計算結果が >0 で、第 17 欄の計算結果が <0 の場合、「状況説明」欄で相違を説明する必要があります。

当社税務コンサルティング部は、長きに渉り企業所得税、個人所得税、企業増値税など各種税務に関するコンサルティングをご提供しております。ご不明の点はお気軽にお問合せ下さい。

以上

(作成：税務コンサルティング部 郭芳、彭雯潔)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 22年1月1日から適用の、
3歳以下の乳幼児ケアに係る個人所得税特別付加控除について（1）

Q: このほど公布された3歳以下の乳幼児のケアに係る個人所得税特別付加控除の設置について、教えてください。

<政策法規><個人所得税><特別付加控除><3歳以下の乳幼児ケア>

A: 人々の子育て負担を軽減し、出産・育児に対する奨励や配慮をよりよく表現するために、2022年3月28日、国務院は「3歳以下の乳幼児ケアに係る個人所得税特別付加控除の設置に関する通知（中国語：关于設立3歳以下嬰幼兒照護個人所得税專項附加控除的通知我）」（以下、「通知」）を公布しました。2022年1月1日より実施されます。「通知」によると、納税者が3歳以下の乳幼児子女を世話するための関連支出は、個人所得税を計算、納付する前に、乳幼児1人につき毎月1,000元の基準で定額控除を受けることができます。

1. 「通知」実施の背景

個人所得税特別付加控除（以下、「個人所得税特別付加控除」）とは、「中華人民共和國個人所得稅法」（以下、「個人所得稅法」）が規定する子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローン利息、住宅賃貸料及び老人扶養、乳幼児ケア（今回の新規追加項目）の7つの特別付加控除を個人所得税計算前に定額で控除できることを指します。これは2018年に改正された「個人所得稅法」を実施する付帯措置のひとつでもあり、個人の税負担軽減の一助となります。

関連法規である「個人所得稅特別付加控除暫定弁法」と「個人所得稅特別付加控除操作弁法（試行）」は2018年12月に相次いで公布され、2019年1月1日より施行されています。それ以降の年度において、納税者個人が記入した控除情報に変更が無ければ修正する必要はなく、記入済みの控除情報は自動的に以降の年度まで有効に延長されます。

2021年6月、国務院は「出産育児政策を最適化し、人口の長期的にバランスの取れた発展を促進することに関する決定」公布し、「3歳以下の乳幼児ケア費用を個人所得税特別付加控除に組み入れることの検討、推進」を提起しました。

それにより、2022年3月28日に、出産育児政策の付帯支援措置のひとつとして国務院が「3歳以下の乳幼児ケアに係る個人所得税特別付加控除の設置に関する通知」を公布し、3歳以下の乳幼児ケアに係る個人所得税特別付加控除の設置を決定し、2022年1月1日より実施するとしました。これまで6つであった特別付加控除は、2022年1月1日より7項目に増え、納税者個人は自らの状況に応じて控除を申請することができます。

2. 「通知」の主な内容、申告方法及び関連政策とのリンク

(1) 個人所得税を計算、納付する前に乳幼児(3歳以下)1人あたり月1,000元の基準で定額控除が可能

「通知」は、2022年1月1日より、納税者が保護者として3歳以下の乳幼児子女の世話をする場合の

関連支出を、乳幼児1人あたり毎月1,000元の基準で定額控除することができる」と明確にしています。また、控除の方法について以下のように具体的に規定しています（下表は「通知」から抜粋、**太字下線**箇所は重点内容）。

- | |
|---|
| 一、納税者が 3歳以下の乳幼児子女の世話をする場合の関連支出は、乳幼児1人あたり毎月1,000元の基準で定額控除する。 |
| 二、父母は いずれか一者を選択し、控除基準の100%で控除することも、双方がそれぞれ控除基準の50%で控除することもできる。 |

中国政府網で公布された税務総局のQ&A情報によると、政策を享受できる範囲と定義は以下の通りです。

- ✚ 乳幼児の保護者：生みの親、継父母、養父母、父母以外のその他の者で未成年者の世話をする保護者が含まれます。
- ✚ 乳幼児子女：嫡出子、婚姻外子女、養子女、継子女など、保護を受ける3歳以下の乳幼児が含まれます。中国国内で生まれたか否かを問いません。
- ✚ この政策を受ける場合の計算期間：乳幼児が出生した当月から満3歳になる1カ月前まで、納税者は本特別付加控除を受けることができます。

【例】：2022年5月に生まれた乳幼児について、その父母は2025年4月まで、規定に従いこの特別付加控除を受けることができます。

「22年1月1日から適用の、

3歳以下の乳幼児ケアに係る個人所得税特定付加控除について（2）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 22年1月1日から適用の、
3歳以下の乳幼児ケアに係る個人所得税特別付加控除について（2）

Q: このほど公布された3歳以下の乳幼児のケアに係る個人所得税特別付加控除の設置について、教えてください。

<政策法規><個人所得税><特別付加控除><3歳以下の乳幼児の介護>

A: 人々の子育て負担を軽減し、出産育児に対する奨励や配慮をよりよく表現するために、2022年3月28日、国務院「3歳以下の乳幼児ケアに係る個人所得税特別付加控除の設置に関する通知（中国語：關於設立3歳以下嬰幼兒照護個人所得稅專項附加控除的通告）」（以下、「通知」）を公布しました。2022年1月1日より実施されます。「通知」によると、納税者が3歳以下の乳幼児子女を世話するための関連支出は、個人所得税を計算、納付する前に、乳幼児1人につき毎月1,000元の基準で定額控除を受けることができます。

「22年1月1日から適用の、

3歳以下の乳幼児ケアに係る個人所得税特別付加控除について（1）」より続く

2. 「通知」の主要内容、申告方法及び関連政策との接続の続き

(1) 2022年1月1日以降の申告方法

「通知」は、この特別付加控除政策を2022年1月1日から実施するとしています。「個人所得税法」の関連規定によると、特別付加控除は申告の当月から控除することも、以降の月に給与を支給する際に補充で控除することもできます。普段の給与支給時に控除していない場合や雇用されている勤務先が無い場合も、翌年に確定申告を行う際に補充で控除することができます。以下の事例をご参照下さい。

🚩 事例

納税者の子女が2021年10月に生まれた場合、納税者は2022年1月1日から特別付加控除を受ける条件を満たすことになります。

個人の申告及び控除を受ける期間：

2022年3月28日に「通知」が公布され、納税者が速やかに4月に乳幼児情報（※-1）を勤務先に提出した場合、企業は源泉徴収納税義務者として4月分の給与を支給する際に一括で2022年1～4月分累計4,000元の特別付加控除を申告することができます。同様に、納税者が22年12月になってはじめて勤務先に情報を提供した場合、12月に給与を支給する際に一括で12カ月分、即ち累計1万2,000元を控除することができます。

納税者が2022年に控除申告を行わず、翌年（2023年3月～6月）に「2022年度確定申告」を行う際に記入し、補充で控除することもできます。（※2）

※-1：今回の3歳以下の乳幼児ケアの特別付加控除は、他の6つの特別付加控除と同様に「申告すれば直ちに受けられ、調査に備えて資料を保管する」という管理モデルを適用します。納税者は、控除を申告する際に、携帯電話の個人所得税アプリを通じて、勤務先に乳幼児子女の氏名、証明書類及び番号、本人と配偶者の間の控除分配割合などの情報を記入するだけでよく、税務機関に証明資料を送達したり発票を提出したりする必要はありません。納税者は、子女の出生医学証明、戸籍簿などの資料を、調査に備えて保管しておく必要があります。納税者が乳幼児出生の医学証明や住民身分証番号を暫時取得していない場合、「その他の個人の証明」を選択し、備考欄に事実のとおりに関連の状況を記載すればよく、納税者が控除を受けることに影響はありません。納税者はその後対応する証明を取得した時点で補充、更新すればよいことになっています。乳幼児の名義が中国のパスポート、外国のパスポート、香港・マカオ居住者の本土往来通行証、身分証の情報は、記入証明とすることができます。

※-2：今回の新政策は2022年1月1日実施であり、2022年3～6月に行われている2021年分の収入と控除情報に対する確定申告は無効であるため、乳幼児ケア特別付加控除記入を現在行われている2021年度の

個人所得税確定申告の際に計上しないようご注意ください。

(2) 他の6つの特別付加控除政策とのリンク

今回の新政策実施の前に、他の6つの特別付加控除政策は2019年1月1日より既に実施されていますが、今回は納税者が世話をする3歳以下の乳幼児について1人あたり1,000元を控除することから、他の6つの控除項目の実施に影響を及ぼすことはありません。逆に今回の新政策は、7つの特別付加控除政策を基本として納税者の様々な段階での負担状況をカバーしており（控除金額の詳細はここでは詳述しません、「個人所得税特別付加控除暫定弁法」を参照下さい）、納税者の実際の税負担を軽減していると言えます。

No.	特別付加控除7項目（段階別負担）		実施期間
1	乳幼児ケア（子女）	3歳以下の乳幼児子女の世話に関連する支出	22年1月1日より
2	子女教育（子女）	子女が満3歳になり、就学前教育を受ける段階、または全日制学校教育を受ける段階（高等教育を含む）での関連支出	19年1月1日より
3	継続教育（本人）	納税者が中国国内で学校教育、本科及びそれ以下の学歴継続教育を受ける場合の支出、又は技能者職業資格継続教育、専門技術者職業資格継続教育を受ける場合の支出	
4	大病医療（本人、配偶者及び未成年子女）	納税者とその配偶者、未成年の子女に発生した医薬費支出	
5	住宅ローン利息（本人または配偶者）	納税者本人または配偶者が単独もしくは共同で、商業銀行または住宅積立金の個人住宅ローンを用いて本人または配偶者が中国国内の住宅を購入し、発生した初回住宅ローンの利息支出	
6	住宅賃貸料（本人）	納税者が主たる勤務都市において自己所有の住宅が無く、それに伴い発生した住宅賃貸料支出	
7	老人扶養（父母、祖父母など）	納税者が1人以上の被扶養者を扶養する場合の支出。満60歳以上の父母及び子女がいずれも亡くなっている満60歳以上の祖父母、姻戚祖父母	

3. 外国人個人の手当て、補助金優遇政策の延長及び特別付加控除政策の享受

2021年12月31日に中国財政部、税務総局が「外籍人個人の手当て、補助金などに係る個人所得税優遇政策の継続実施に関する公告」（以下、「外国人個人所得税公告」）を公布し、現行の外国人社員の住宅手当、語学訓練費、子女教育費などの免税優遇政策を2年間延長し2023年末まで継続することを明確にしました。従来の「財政部、税務総局の、個人所得税法改正後の優遇政策の接続に係る問題についての通知」（財税〔2018〕164号文）が規定する外国人個人は自ら選択することはできず、以降は住宅手当、語学訓練費、子女教育費手当などについて免税優遇は受けられません。また、規定どおりに特別付加控除を受ける時点が相応に2024年1月1日まで更新されるかどうか、現時点で最終判断はできません。（弊社では関連政策に注目し、タイムリーにお知らせいたします）。

外国人社員の住宅手当などの優遇政策期間が終了すると、特別付加控除政策が統一的に開始され、今回新たに発表された乳幼児ケア特別付加控除政策もその1つであることから、享受できると考えられます。

当社税務コンサルティング部、納税業務部は、長きに渉り豊富な実務経験を重ね、顧客企業に企業所得税、個人所得税、企業増値税などについて全面的な税務コンサルティングをご提供しております。ご不明のことがありましたらお気軽にお問合せ下さい。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 2021年度第4四半期の最低賃金基準について

Q: 各地の最新の最低賃金基準を教えてください。

<賃金><最低賃金基準>

A: 2021年12月31日までに発表された最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。

1. 最低賃金基準

2021年12月末までに発表された最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。（着色部分が2021年第4四半期の新規公布）

中国各省・市・自治区の月額最低賃金基準

(単位：人民元)

No.	地区	実施日	最低月給額（一地区内で異なる基準のある地区は複数表示）			
1	上海	2021.07.01	2,590			
2	天津	2021.07.01	2,180			
3	広東(深圳除く)	2021.12.01	2,100→2,300	1,720→1,900	1,550→1,720	1,410→1,620
	広東深圳	2021.12.01	2,200→2,360			
4	北京	2021.08.01	2,320			
5	浙江	2021.08.01	2,280	2,070	1,840	
6	江蘇	2021.08.01	2,280	2,070	1,840	
7	山東	2021.10.01	2,100	1,900	1,700	
8	陝西	2021.05.01	1,950	1,850	1,750	
9	新疆	2021.04.01	1,900	1,700	1,620	1,540
10	河北	2019.11.01	1,900	1,790	1,680	1,580
11	内蒙古	2021.12.01	1,760→1,980	1,660→1,910	1,560→1,850	第四類を取消
12	山西	2021.10.01	1,880	1,760	1,630	
13	河南	2022.01.01	1,900→2,000	1,700→1,800	1,500→1,600	
14	貴州	2019.12.01	1,790	1,670	1,570	
15	雲南	2018.05.01	1,670	1,500	1,350	
16	湖北	2021.09.01	2,010	1,800	1,650	1,520
17	江西	2021.04.01	1,850	1,730	1,610	
18	遼寧	2021.11.01	1,910	1,710	1,580	1,420
19	安徽	2021.12.03	1,550→1,650	1,380→1,500	1,280→1,430	1,180→1,340
20	四川	2018.07.01	1,780	1,650	1,550	
21	福建	2022.04.01	1,800→2,030	1,720→1,960	1,570→1,810	1,420→1,660
22	重慶	2022.04.01	1,800→2,100	1,700→2,000		
23	黒龍江	2021.04.01	1,860	1,610	1,450	
24	吉林	2021.12.01	1,880	1,760	1,640	1,540
25	寧夏	2021.09.01	1,950	1,840	1,750	
26	甘肅	2021.09.01	1,820	1,770	1,720	1,670
27	海南	2021.12.01	1,670→1,830	1,570→1,730	1,520→1,680	
28	西藏	2021.07.01	1,850			
29	広西	2020.03.01	1,810	1,580	1,430	
30	湖南	2019.10.01	1,700	1,540	1,380	1,220
31	青海	2020.01.01	1,700			

2. 最低賃金に関する諸規定

1) 関連規定

- ①「最低賃金規定」（労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行。中国語：「最低工資規定」）
 ②地方政府が公布した最低賃金規定

2) 最低賃金とは

最低賃金とは、労働者が法定労働時間又は労働契約にて約定した労働時間内に正常労働を提供した場合、雇用単位が支払うべき最低の労働報酬をいいます。労働者が法に抛り享受する年次有給休暇、帰省休暇、結婚休暇、服喪休暇、生育(出産)休暇、避妊手術休暇など、国が定める休暇期間中、及び法定労働時間内に法に抛り社会活動に参加した時間は、正常労働を提供したとみなします。

3) 最低賃金に含まない項目

労働者が正常労働を提供した場合、雇用単位が以下の項目を控除した後の賃金は、所在地の最低賃金を下回ってはなりません。

①全国共通

- a) 時間外労働報酬
 b) 遅番、夜勤、高温、低温、井下、有毒有害などの特殊労働環境、条件で支払う手当
 c) 法律法規と国が定める労働者の福利待遇など。主には、以下の項目が含まれます。
- ・ 労働者に研修を受けさせる費用
 - ・ 国家労働安全衛生規定に基づき労働者に発給する費用と用品及び雇用単位が独自で発給する作業用品（作業服等）
 - ・ 労働者に支給する医療衛生費、弔慰金、帰省旅費、計画生育補助金、生活困難補助金、冬季暖房手当、防暑降温費など。

②地方適用

上記に加えて各地方の規定がありますので、注意が必要です。

地方	最低賃金に含まない項目	注意事項
上海市	・ 上記①a)～c) ・ 社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 ・ 食事手当・通勤手当・住宅手当 (※)	(※) 食事手当・通勤手当・住宅手当を除いた額が最低賃金基準を下回ることは不可。
北京市、福建省、 内モンゴル	・ 上記①a)～c) ・ 社会保険及び住宅積立金の個人納付部分	
江蘇省	・ 上記①a)～c) ・ 住宅積立金の個人納付部分	
寧夏回族 自治区	・ 上記①a)～c) ・ 住宅積立金の個人納付部分 ・ 食事手当・通勤手当・住宅手当 (※)	(上海市と同じ)
その他省・市	上記①a)～c)	

以上

(作成：HR部 楊建成)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2021年度の上海市の都市従業員社会保険制度について

Q:2021年度の上海市の都市従業員社会保険制度について、教えてください。

<社会保険><養老保険><医療保険><失業保険><生育保険><労災保険>

A:2021年度の上海市の都市従業員社会保険制度について、以下ご紹介します。

1. 最近の動向について

- (1) 上海市人力資源と社会保障局・上海市財政局の「継続して段階的に本市城鎮従業員の社会保険料の比率の下げに関する通知(2021年5月1日より施行)」に基づき、2021年5月1日～2022年4月30日の期間中、失業保険の納付比率が1%（会社0.5%、従業員0.5%）で、労災保険の納付比率が国の規定する業界基準率の20%引き下げを実施し続けています。
- (2) 上海市人力資源と社会保障局の「本市2020年度全口径城鎮単位就業人員平均月給関連事項に関する公告(2021年7月2日公布)」に基づき、2020年度全口径城鎮単位就業人員平均月給が1万0,338円で、2021年7月1日より、上海市の社会保険料の納付基数の上下限はそれぞれ3万1,014元と5,975元となります。
- (3) 上海市住宅積立金管理委員会の「2021年度上海市住宅積立金の納付基数、比例及び月納付額上下限の調整に関する通知(2021年7月2日公布)」に基づき、2021年7月1日より、上海市の住宅積立金の納付基数の上下限は、それぞれ3万1,014元と2,480元となります。

2. 納付比率・会社と個人の負担割合について

2021年度（2021年7月～2022年6月）の上海市社会保険の会社負担分と従業員個人負担分の納付比率を下表に纏めました。

項目		会社負担分	従業員個人負担分
社会 保険	養老保険	16%	8%
	医療保険 (生育保険を含む)	10.5%(内訳:基本7.5%、 地方付加2%、生育1%)	2%
	失業保険	0.5%	0.5%
	労災保険	0.16~1.52%	-
住宅 積立金	基本住宅積立金	5~7%	5~7% (会社と同じ比率で納付)
	補充住宅積立金 (※)	0~5%	0~5% (会社と同じ比率で納付)
合計		32.16~40.52%	15.5~22.5%

※補充住宅積立金については、法的に加入義務があるわけではなく、会社の意思によって加入するものです。加入する場合、その納付比率は最低1%、最高5%となります。

3. 納付基数について

- (1) 社会保険の実際の負担額に関しては、従業員一人一人の前年度本人平均月収（新入社員の場合は入社1ヶ月目の給与）に基づき納付基数を定め、その納付基数に基づいて会社負担額及び従業員個人

負担額を計算します。前年度本人平均月収とは、前年通年の残業代やボーナスを含む総給与支給額の月額平均値を指します。また、納付基数には上限と下限が毎年設定されており、2021年7月～2022年6月の社会保険の納付基数の上下限は5,975～3万1,014元です。

- (2) 住宅積立金の納付基数は、従業員一人一人の前年度本人平均月収（新入社員の場合は入社1ヶ月目の給与）となっています。その納付基数の上下限も毎年更新され、2021年7月～2022年6月の住宅積立金の納付基数の上下限は2,480～3万1,014元です。

4. 納付額について

上記の社会保険と住宅積立金の納付基数と納付比率に基づき、2021年7月～2022年6月の期間中の会社負担額と従業員個人負担額の上下限は下表の通り概算します。

項目	会社負担額	従業員個人負担額
社会 保 険	従業員本人の前年度平均月給×16% 上限：31,014×16%=4,962元 下限：5,975×16%=956元	従業員本人の前年度平均月給×8% 上限：31,014×8%=2,481元 下限：5,975×8%=478元
	医療保険 (生育保険含む) 従業員本人の前年度平均月給×10.5% 上限：31,014×10.5%=3,256元 下限：5,975×10.5%=627元	従業員本人の前年度平均月給×2% 上限：31,014×2%=620元 下限：5,975×2%=120元
	失業保険 従業員本人の前年度平均月給×0.5% 上限：31,014×0.5%=155元 下限：5,975×0.5%=30元	従業員本人の前年度平均月給×0.5% 上限：31,014×0.5%=155元 下限：5,975×0.5%=30元
	労災保険 (0.16%と仮定) 従業員本人の前年度平均月給×0.16% 上限：31,014×0.16%=50元 下限：5,975×0.16%=10元	-
	小計	1,623～8,423元
基本住宅積立金 (7%と仮定)	従業員本人の前年度平均月給×7% 上限：31,014×7%=2,171元 下限：2,480×7%=174元	従業員本人の前年度平均月給×7% 上限：31,014×7%=2,171元 下限：2,480×7%=174元
合計	1,797～10,594元	802～5,427元

5. 外国人就業者の社会保険加入について

上海市では外国人就業者の社会保険の加入についての細則が発表されていませんが、現時点では、上海市人力資源と社会保障局からの情報によると、外国人就業者は「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法（2011年10月15日より施行）」に基づき、社会保険を加入しなければならなくなっています。加入月は、労働契約（又は雇用契約書）の開始月または来華工作許可証の有効期間の開始月のどちらが近い方より確定されます。

仮に納付基数が上限額（3万1,014元）である場合、会社負担額は従業員一人につき年間約172万円、個人負担額は年間約67万円になります（1元@17円）。一方、日中社会保障協定の締結により、2019年9月1日より日本からの出向者は養老保険が免除されます。したがって、養老保険免除手続きをした後、会社負担額は従業員一人につき年間約89万円、個人負担額は年間約16万円になります（1元@17円）。

（作成：HR部 楊建成）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法」について(1)

Q: 2022年3月1日より施行される「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法」について、教えてください。

<法律法規><外商投資プロジェクト><プロジェクト承認><プロジェクト届出><上海>

A: 外商投資の更なる促進と利便性向上のために、2022年1月12日、上海市人民政府は「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法（中国語：上海市外商投資項目核准和備案管理弁法）」（滬府規〔2021〕19号、以下「弁法」）を公布しました。2022年3月1日より実施され、有効期間は5年です。「弁法」は、管理範囲を明確に定義し、法律法規の新たな要求にリンクしています。また、承認資料を大幅に簡略化し、告知的な届出を全面的に実施するほか、国民待遇の実現を強調し、投資自主権を明確に保障しています。

1. 「弁法」公布の背景

(1) 2021年の上海の外資導入について

上海市は従来から外国企業にとって重要な対中投資先であり、統計によると、2021年の上海の外資導入の主要指標はいずれも2桁増を示しています。そのうち実行ベースの外資導入額は前年比11.5%増の225.51億ドル。また同年に上海で新規設立された外資企業は16.6%増の6,708社、契約ベースの外資導入額は16.9%増の603.91億ドルで、多国籍企業の地区本部は新たに60社、外資研究開発センターは25社それぞれ設立されました。2021年末時点で上海市に設立された多国籍企業の地区本部は累計831社、外資研究開発センターは累計506社となっています。このように外商投資は上海の経済発展において重要な役割を果たしていることから、さらに効率的で透明な環境を作り、外商投資の促進や利便性の向上を図るために、今回の「弁法」が生まれたと言えます。

(2) 新たな外資政策及び国際経済合作情勢に適応

2020年1月、「中華人民共和国外商投資法」及び「実施条例」が施行され、外資に対して参入前国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度が全面的に実施されることとなりました。「外商投資法」実施後に地方人民代表大会が公布した初めての外商投資条例である「上海市外商投資条例」（※1）は同年11月1日に発効し、上海の全方位的な開放拡大の決意を示しました。

2022年1月1日の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」及び「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（※2）の正式実施に伴い、外資企業は製造業、サービス業などの分野で更に開放を拡大しました。同日、「地域包括的経済連携協定」（RCEP）も正式に発効し、外資企業を含む様々な企業がより多くの開放の利益を享受できるようになりました。今回の「弁法」の公布は、上海市が外商投資環境を更に適正化し、プロジェクト投資を促進する措置のひとつです。

※1：2020年10月15～19日の日刊華鐘通信ビジネスQ&A「外商投資に関する全国初の地方法規「上海市外商投資条例」の公布について(1)、(2)、(3)」をご参照下さい。

※2：2022年1月11～12日の日刊華鐘通信ビジネスQ&A「2021年版全国及び自由貿易試験区の外資参入ネガティブリストについて(1)、(2)」をご参照下さい。

2. 「弁法」の主なポイントと内容

「弁法」は、外商投資の新規定、固定資産投資プロジェクト管理の新たな要求、上海市の「放管服」改

革の新たな措置という3つの側面を結合し、管理範囲を明確に定義したほか、承認資料を大幅に簡素化し、効率的な協同管理を強調しました。「弁法」は、「総則」、「プロジェクトの承認」、「プロジェクトの届出」、「監督管理」、「法的責任」、「付則」の全六章、43 箇条で構成されています。（以下は「弁法」から抜粋、**太字下線箇所**は重点内容。一部省略、以下同じ）

(1) 適用範囲や管理方法を明確に定義

「弁法」は、適用範囲及び外商投資プロジェクトに対しタイプ別に承認または届出管理を実施することを明らかにしました。また、「外資参入ネガティブリスト」及び「上海市政府が承認した投資プロジェクト目録細則」第一条～十条に記載された外商投資プロジェクトを判断の根拠としています。

第二条(適用範囲) 本弁法は、外国投資者、外商投資企業が本市で新規又は M&A により行う、固定資産投資に係るプロジェクトに適用する。

第三条(プロジェクト管理の方法及び機関) 本市は、法に基づいて外商投資プロジェクトに対し承認又は届出管理を実施する。

第四条(範囲及び権限) プロジェクトの承認及び届出の範囲、権限は以下の通り。

(一)「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」、(以下、「ネガティブリスト」と総称)が規定する非禁止投資分野において、総投資額(増資を含む)3億ドル以下のプロジェクトは、市发展改革委が承認する。総投資額(増資を含む)3億ドル以上のプロジェクトの承認は、国家関連規定に基づいて実施する。

(二) ネガティブリスト以外の分野のプロジェクトは、内外資一致の原則に従って管理を実施する。「上海市政府が承認する投資プロジェクト目録細則」第一～十条(※3)に挙げる外商投資プロジェクトに該当する場合、規定に従って承認管理を実施する。本市の承認権限範囲のうち、区发展改革委、市政府が確定した機関は、権限に従って所属区域内の外商投資プロジェクトを承認し、その他のプロジェクトは市发展改革委が承認する。

「上海市政府が承認する投資プロジェクト目録細則」第一～十条に挙げる外商投資プロジェクトに該当しない場合、規定に従って届出管理を実施する。区发展改革委、市政府が確定した機関は、「上海市政府に届出する投資プロジェクト目録」の規定に従って、所属区域内の外商投資プロジェクトの届出に責を負い、その他のプロジェクトは市发展改革委に届出る。

国家及び本市が長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区などの区域に対して特別な規定を有する場合、その規定に従う。(※4)。

※3：現行の「上海市政府が承認する投資プロジェクト目録細則(2017年版)」は上海市发展改革委が2018年に制定、公布したもので、第一～第十条の大分類は「農業水利」、「エネルギー」、「交通運輸」、「情報産業」、「原材料」、「機械製造」、「軽工業」、「ハイテク」、「都市建設」、「社会事業」となっています。関連の小分類は、上記リンクをご参照下さい。今回の「弁法」公布の後、対応する2017年版「目録細則」も実情に合わせて調整される可能性がありますので、ご注意下さい。弊社でも随時関連の情報更新に注目し、華鐘通信でお知らせしてまいります。

※4：2020年10月に上海市人民政府、江蘇省人民政府、浙江省人民政府が共同で「長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区政府が承認する投資プロジェクト目録(2020年本)」(以下、「目録」)を公布し、企業が「目録」中の固定資産投資プロジェクトに投資する場合、規定に従いプロジェクト承認機関の承認が必要であることを明らかにしました。企業が「目録」以外のプロジェクトに投資する場合、届出管理が実施され、この目録は2020年9月1日より施行されています。

『上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法』について(2)へ続く
(作成：公関部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法」について(2)

Q:2022年3月1日より施行される「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法」について、教えてください。

<法律法規><外商投資プロジェクト><プロジェクト承認><プロジェクト届出><上海>

A: 外商投資の更なる促進と利便性向上のために、2022年1月12日、上海市人民政府は「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法（中国語：上海市外商投資項目核准和備案管理弁法）」（滬府規〔2021〕19号、以下「弁法」）を公布しました。2022年3月1日より実施され、有効期間は5年です。「弁法」は、管理範囲を明確に定義し、法律法規の新たな要求にリンクしています。また、承認資料を大幅に簡略化し、告知性届出を全面的に実施するほか、国民待遇の実現を強調し、投資自主権を明確に保障しています。

『上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法』について(1)」より続く

2. 「弁法」の主なポイントと内容の続き

(2) 承認資料を大幅に簡略化し、「一网通弁」プラットフォームが最大の効果を発揮

今回の「弁法」の最大のポイントは、承認資料が大幅に簡略化され、全面的にオンラインでの告知的な届出が実施されるようになったことです。

承認プロジェクトは、プロジェクト申請報告などの資料は依然として対応する承認機関に書面申請を提出する必要がありますが、付属資料のうち、企業財務諸表、資金信用証明、国有資産出資確認書類などの付属資料は取り消されたほか、上海政務サービスの「一网通弁」プラットフォームを通じてデータの相互承認や共有を実現できる文書については、主管承認機関がプロジェクト単位に対して重複して提出するよう求めてはならないとされています。また、申請企業が承認状態を調べやすくするために、主管承認機関が受理した申告資料に対して書面の証明を発行する際に「一网通弁」プラットフォームの統一コードが記載されます。これにより、プロジェクト申請単位は「一网通弁」プラットフォームの統一コードを用いて承認の過程や結果を適時検索、監督することができます。更に、承認機関も法定期限内に承認可否の決定を下すよう規定されています（評価を委託したり、専門家の評議を必要としたりする場合、その所要時間は法定期限内に含まれません）。

届出プロジェクトは、手続きの流れが更に簡略化されて便利になります。プロジェクト単位が「一网通弁」オンラインプラットフォームを通じて全ての届出情報をプロジェクト届出機関に通知し、全行程についてオンラインで受理、手続き、監督、サービスが実施されます。届出を完了した後、プロジェクト単位はオンラインで自ら届出証明書を印刷することも、プロジェクト届出機関に届出証明の発行を求めることもできます。

これは、申請企業にとって便利であるばかりでなく、「一网通弁」システムを通じて政府の部門間における情報共有や承認資料の簡略化が実現され、運営効率が向上することにもなります。

第九条（オンライン手続き及びプロジェクトコード管理）

国家機密に関与するプロジェクトを除き、外商投資プロジェクトの承認及び届出は、「一網通弁」の投資プロジェクトオンライン審査認可監督管理プラットフォーム（以下、「オンラインプラットフォーム」）を通じてオンラインで受理し、手続きし、監督管理及びサービスを行う。関連部門は、「一網通弁」を通じてプロジェクトの承認及び届出情報を共有する。

オンラインプラットフォームは、プロジェクトの実施周期全体を通じて用いる唯一の身分標示であるプロジェクトコードを作成する。プロジェクト承認及び届出機関、並びにその他の関連部門は統一してプロジェクトコードを使用して関連の手続きを行い、プロジェクトの承認及び届出情報、監督管理情報及びプロジェクト実施過程におけるその他の重要情報は、統一してプロジェクトコードに集約する。プロジェクト単位は、プロジェクトコードによりプロジェクトに関する情報を照会することができる。

第十一条（プロジェクト申請報告）

承認管理を実施する外商投資プロジェクトは、プロジェクト単位がプロジェクト承認機関にプロジェクト申請報告を提出しなければならない。

プロジェクト申請報告には以下の内容が含まれる。

（一）プロジェクト単位の状況

（二）プロジェクトの名称、地点、プロジェクトの内容（建設内容等）、投資規模、投資者及び国別、出資額及び出資割合等のプロジェクトの状況

（三）プロジェクトがネガティブリスト等の外商投資関連規定や産業政策に適合することの声明

（四）プロジェクトの資源利用状況の分析及び生態環境に与える影響の分析

（五）プロジェクトが経済や社会に与える影響の分析

外国投資者が国内企業を合併・買収するプロジェクトの申請報告には、合併者の状況、被合併者の状況、合併・買収案及び合併・買収後の企業の管理構造、業務範囲等を含むものとする。

第二十五条（オンラインによる届出）

届出管理を実施する外商投資プロジェクトは、プロジェクト単位がプロジェクト実施前にオンラインプラットフォームを通じて以下のプロジェクト届出情報をプロジェクト届出機関に通知しなければならない。

（一）プロジェクト単位の状況

（二）プロジェクトの名称、地点、プロジェクトの内容（建設内容を含む）、投資規模、投資者及び国別、出資額及び出資比率、ネガティブリスト及び産業政策に合致することの声明等。

プロジェクト単位は、プロジェクト届出情報の真実性、合法性、完全性に責を負わなければならない。

『上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法』について（3）」へ続く

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法」について(3)

Q: 2022年3月1日より施行される「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法」について、教えてください。

<法律法規><外商投資プロジェクト><プロジェクト承認><プロジェクト届出><上海>

A: 外商投資の更なる促進と利便性向上のために、2022年1月12日、上海市人民政府は「上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法（中国語：上海市外商投資項目核准和備案管理弁法）」（滬府規〔2021〕19号、以下「弁法」）を公布しました。2022年3月1日より実施され、有効期間は5年です。「弁法」は、管理範囲を明確に定義し、法律法規の新たな要求にリンクしています。また、承認資料を大幅に簡略化し、告知性届出を全面的に実施するほか、国民待遇の実現を強調し、投資自主権を明確に保障しています。

『上海市外商投資プロジェクト承認及び届出管理弁法』について(2)」より続く

2. 「弁法」の主なポイントと内容の続き

(3) 企業の投資主権の確保

「外商投資法」の実行政策として、「弁法」は、国民待遇を実現し、投資自主権の保障を強調しています。ネガティブリスト以外の分野のプロジェクトに対しては、内外資一致の原則に従って管理を行い、プロジェクトの承認や届出の範囲、方法、流れなどはいずれも同じです。また、特に第五条「投資自主権」では、審査届出機関が外国投資者や外資企業の投資自主権に干渉してはならないことを明確にしており、書面形式で明確にし、企業の自主決定権を更に保護するとしています。

第五条（投資自主権）

外国投資者及び外商投資企業は、法に基づきプロジェクトの市場将来性、経済効果、資金源及び製品技術案などについて自ら意思決定し、自らリスクを負担するものとし、プロジェクト承認及び届出機関は、その投資自主権に不法に介入してはならず、ネガティブリスト以外の分野において外商投資に対し単独で参入制限を設けてはならない。

(4) 「放管服」改革の特色を十分に体現し、政務サービスを提唱

「弁法」は政府のサービス意識を十分に体現し、外国投資者や外商投資企業の視点から、明確な手続きガイドラインを制定することを明らかにしました。これにはよくある問題とその解答や、様々な角度、形式のコンサルティング方法などが含まれていますので、投資者がより効果的に投資政策や申請の流れを把握することができ、意思決定や申請の期間の短縮に繋がります。

第六条（手続きガイドラインの作成）

プロジェクト承認及び届出機関は、外商投資プロジェクトに関連する産業政策を明らかにし、プロジェクトの承認及び届出手続きのガイドラインを制定し、かつ、公開しなければならない。プロジェクト承認の申告資料、受理方法、審査条件、手続きの流れ、処理期限等を記載し、プロジェクト申請報告の汎用書式を提供し、作成要求を明確にする。また、プロジェクト届出に必要な情報内容、手続きの流れ等を明確にする。

第七条（コンサルティング及び指導サービス）

プロジェクト承認及び届出機関は、外商投資プロジェクトの承認及び届出においてよく見られる問題点の解答を作成し、かつ、公開し、問い合わせ方法を公開し、政務ホットライン、政府ウェブサイト、書簡、電子メール等の方法で外国投資者や外商投資企業にコンサルティングや指導を提供しなければならない。

(5) 先行試験と有効期限の明確化

「弁法」は、外商投資の新規定、固定資産投資プロジェクト管理の新たな要求と上海市の「放管服改革」の新たな措置を結合し、更に浦東新区、上海自貿試験区及び臨港新片区、虹橋国際開放ハブなどの国家の対外的な開放による先行試験任務を担う区域に対して、更なる開放革新の空間を設けています。また、「弁法」実施の有効期間は5年間、2027年2月28日までであること、期限満了の時点で実際の状況に応じて調整される可能性があることを明らかにしました。

第四十二条（先行試験）

国家及び上海市が浦東新区、中国（上海）自由貿易試験区及び臨港新片区、虹橋国際開放ハブなどのエリアに対して外商投資プロジェクトの管理に関する先行試験の特殊規定を公布した場合、その規定に従う。

第四十三条（施行日）

本弁法は **2022年3月1日より施行し、有効期限を2027年2月28日までとする。**

「弁法」公布の後、上海政府の各関連部門も一致して、今後外国企業のプロジェクト投資拡大を推進するために、全力で新たな開放措置の実現を推進し、浦東新区、臨港新片区、虹橋国際ビジネス区などの戦略的機能区の先行試験開放に力を入れ、「外資参入ネガティブリスト」の開放措置を実施し、企業が RCEP の規則を十分に利用して利益を向上させることをサポートすると表明しています。

以上

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 国務院の「外商投資電信企業管理規定」など14件の
行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について（1）

Q: 「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」の具体的な内容について、教えてください。

<政策法規><「放管服」改革><一部行政法規の改正及び廃止>

A: 「証照分離」改革を深化させ、「放管服」を更に推進するために、2022年4月7日、国務院は「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定（中国語：国務院關於改正和廢止部分行政法規的決定）」（以下、「決定」）を公布しました。2022年5月1日より施行されます。これにより「外商投資電信企業管理規定」など14件の行政法規の一部条項が改正され、6件の行政法規が廃止されます。

1. 「決定」実施の法的背景

「放管服（行政簡素化及び権限委譲、緩和と管理の結合、サービス最適化の略称）」改革を更に推進すると共に、2022年に新しく公布された「陳情工作条例」と連携するために、このほど国務院は「証照分離」改革に関連する行政法規、「民法典」の規定と一致しない行政法規を整理し、「決定」を公布しました。これにより「外商投資電信企業管理規定」など14件の行政法規の一部条項が改正され、「国務院の、汎用航空管理に関する暫定規定」など比較的年代の古い6件の行政法規が廃止されます。

2. 「決定」の主要内容

(1) 審査認可の直接取消（3件の行政法規）

「外商投資電信企業管理規定」など3件の行政法規を改正し、「外商投資経営電信業務査定意見書」の発行を取り消します。また、一部医療機関の設置承認、輸出入商品検査鑑定機関の検査許可を取り消すと共に、監督管理措置及び法的責任に関する条項を改正、整備します。

更新後の一部行政法規は以下の通りです（太字下線箇所は新規部分、~~太字二重取り消し線~~は削除された内容、太字波線箇所は文言が調整された部分です。一部省略、以下同じ）。

①22年版「外商投資電信企業管理規定」の条文のスリム化、「外商投資経営電信業務査定意見書」発行の取消

中国のWTO加盟時の承諾に基づき、2001年12月、国務院は最初の「外商投資電信企業管理規定」を正式に公布し、その後2008年、2016年及び今回の2022年の3回にわたり改正を行いました。2022年1月、中国は「東アジア地域包括的経済連携」（RCEP）に正式に加盟しました。これまでに中国の電信業界の対外開放は既にWTO譲許表中の基礎電信業務の「最終的に49%を超えてはならない」の承諾と付加価値電信業務の「最終的に50%を超えてはならない」の承諾を超え、外資企業は基本的に中国企業と同一視されており、これも外商投資電信企業の「国民待遇」の原則に合致するものです。

今回2022年改正版の最大の特徴は条文の“スリム化”であり、従来の23箇条から17箇条に減少しました。一部条項の改正内容は、以下の通りです。

「外商投資電信企業管理規定」一部条項の改正比較表

2016年版	2022年版	備考
第二条 外商投資電信企業とは、	第二条 外商投資電信企業とは、	今後は外商投資電信企業の設立形

日刊華鐘通信 No. 5234	華鐘コンサルタントグループ会員専用	2022年5月30日(月)
<p>外国投資者が中国投資者と共に中華人民共和国の国内で法に基づき中外合弁経営の形式により共同で投資、設立する電信業務を営する企業を指す。</p>	<p>外国投資が中国投資者と共に法に基づき中華人民共和国の国内で中外合弁経営の形式により共同で投資し設立する電信業務を営する企業を指す。</p>	<p>式を要求せず、外国企業が投資する電信企業には中外合弁経営企業であっても、全て外国企業が投資する外資企業であってもよいということです。</p>
<p>第六条 基礎電信業務(無線呼出し業務を除く)を営する外商投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は、最終的に49%を超えてはならない。</p> <p>付加価値電信業務(基礎電信業務中の無線呼出し業務を含む)を営する外商投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は最終的に50%を超えてはならない。</p> <p>……</p>	<p>第六条 基礎電信業務(無線呼出し業務を除く)を営する外商投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は、最終的に49%を超えてはならないが、<u>国家場別途規定を有する場合を除く</u>。</p> <p>付加価値電信業務(基礎電信業務中の無線呼出し業務を含む)を営する外商投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は、最終的に50%を超えてはならないが、<u>国家が別途規定を有する場合を除く</u>。</p> <p>……</p>	<p>新条項には「国家が別途規定を有する場合を除く」が追加され、基礎及び付加価値電信業務の投資比率がより柔軟になりましたので、国家が別途規定を有する限り、規定の出資比率を突破することができます。本条項の「国家の別途規定」には、法律法規及び規則の規定のほか更に、国家政策性文書も含まれます。</p>
<p>第九条 基礎電信業務を営する外商投資電信企業の外国側主要投資者は、以下の条件に合致しなければならない：……</p> <p>(四)基礎電信業務に従事した良好な業績と運営経験を有する。……</p> <p>第十条 付加価値電信業務を営する外商投資電信企業の外国側主要投資者は、付加価値電信業務を営した良好な業績及び運営経験を有する。</p>	<p>第九条 基礎電信業務を営する外商投資電信企業の外国側主要投資者は、以下の条件に合致しなければならない：……</p> <p>(四)基礎電信業務に従事した良好な業績と運営経験を有する。……</p> <p>第十条 付加価値電信業務を営する外商投資電信企業の外国側主要投資者は、付加価値電信業務を営した良好な業績及び運営経験を有する。</p>	<p>基礎及び付加価値電信業務に投資する際の「電信業務における良好な業績及び運営経験を必要とする」という要求が削除されました。</p>
<p>第十二条 ……</p> <p>国務院工業情報化主管部門は、省、自治区、直轄市電信管理機関が署名、同意した申請文書を收受した日から30日以内に審査を完了し、承認又は不承認の決定を下さなければならない。承認する場合は「外商投資電信業務経営査定意見書」を発行し、承認しない場合は書面にて申請人に通知し理由を説明する。</p> <p>第十四条、第十五条、第十六条</p>	<p>第十二条 ……</p> <p>国務院工業情報化主管部門は、省、自治区、直轄市電信管理機関が署名、同意した申請文書を收受した日から30日以内に審査を完了し、承認又は不承認の決定を下さなければならない。承認する場合は「外商投資電信業務経営査定意見書」を発行し、承認しない場合は書面にて申請人に通知し理由を説明する。</p> <p>左欄第十四条、第十五条、第十六条の条項を全て削除</p>	<p>「外商投資電信業務経営査定意見書」及び「外商投資企業批准証書」に関する規定が削除されます。今後は“国民待遇”の原則に従い、外国投資者が法に基づき市場主体の登記手続きを行った後、工業情報化部に2022年版規定に関する文書を提出し、法に基づき電信業務の経営許可を申請することができます。工業情報化部は規定の期限内に承認又は不承認を決定し、承認する場合は工業情報化部が統一して「電信業務経営許可証」を発行します。</p>

「国務院の『外商投資電信企業管理規定』など14件の

行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について(2)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 国務院の「外商投資電信企業管理規定」など14件の
行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について（2）

Q: 「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」の具体的な内容について、教えてください。

<政策法規><「放管服」改革><一部行政法規の改正及び廃止>

A: 「証照分離」改革を深化させ、「放管服」を更に推進するために、2022年4月7日、国務院は「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定（中国語：国務院關於改正和廢止部分行政法規的決定）」（以下、「決定」）を公布しました。2022年5月1日より施行されます。これにより「外商投資電信企業管理規定」など14件の行政法規の一部条項が改正され、6件の行政法規が廃止されます。

「国務院の『外商投資電信企業管理規定』など14件の

行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について（1）」より続く

2. 「決定」の主要内容

(1) 審査認可の直接取消（3件の行政法規）の続き

②2022年版「医療機関管理条例」は、一部医療機関の設置承認を取り消し、「一部医療機関の届出制」を明確化

「医療機関管理条例」は1994年2月に初めて公布され、2016年および今回2022年に改正されました。

2022年版は全部で16箇条を改正し、2箇条を削除すると共に、違法機関に対する処罰力も強化されました。一部条項の変更内容は、以下の通りです。

「医療機関管理条例」一部条項の改正比較表

2016年版	2022年版	備考
<p>第九条 企業又は個人が医療機関を設置する場合、<u>県級以上の地方人民政府衛生行政部門の審査認可を経て、医療機関設置批准書</u>を取得しなければならない。</p>	<p>第九条 企業又は個人が医療機関を設置する場合、<u>国務院の規定に従い医療機関設置認可書の手続きを行い、</u>県級以上の地方人民政府衛生行政部門の審査認可を経て、医療機関設置認可書を取得しなければならない。</p>	<p>2018年公布の「医療機関、医師の審査認可作業の更なる改革、整備に関する通知」において既に、三級病院、三級婦女子保健院、救急センター、救急ステーション、臨床検査センター、中外合弁合作医療機関、香港・マカオ・台湾独資の医療機関を除き、その他の医療機関を設立する場合、今後衛生健康行政部門は「医療機関設置認可書」を発行せず、執業登記時に「医療機関執業許可証」を発行するのみとすることが提起されています。</p> <p>その後2020年の「国務院の、一</p>

日刊華鐘通信 No. 5235	華鐘コンサルタントグループ会員専用	2022年5月31日(火)
<p>第十七条 医療機関の執業登記は、その設置を認可する人民政府衛生行政部門が取り扱う。</p> <p>本条例第十三条の規定に従い設置する医療機関の執業登記は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門が取り扱う。</p> <p>機関、企業及び事業単位が設置する内部従業員にサービスを提供する外来診察部門、診療所、衛生所(室)の執業登記は、所在地の県級人民政府衛生行政部門が取り扱う。</p>	<p>第十六条 医療機関の執業登記は、その設置を認可する人民政府衛生行政部門が取り扱う。<u>医療機関設置認可書の取得を必要としない医療機関の執業登記は、所在地の県級以上の地方人民政府衛生行政部門が取り扱う。</u></p> <p>本条例第十三条の規定に従い設置する医療機関の執業登記は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門が取り扱う。</p> <p>機関、企業及び事業単位が設置する内部従業員にサービスを提供する外来診察部門、衛生所(室)、診療所の執業登記<u>又は届出</u>は、所在地の県級人民政府衛生行政部門が取り扱う。</p>	<p>部行政許可事項の取り消し及び権限委譲に関する決定」でも、取り消す行政許可事項に「一部医療機関の『医療機関設置認可書』の発行」が含まれることを明確にしました。</p> <p>今回は法律条文の形式でこれを更に明確にしています。</p>
<p>第十五条 医療機関の執業は、登記を行い、「医療機関執業許可証」を取得しなければならない。</p>	<p>第十四条 医療機関の執業は、登記を行い、「医療機関執業許可証」を取得しなければならない。<u>診療所は、国务院衛生行政部門の規定に従い所在地の県級人民政府衛生行政部門に届け出た後、業務を実施することができる。</u></p>	<p>「一部医療機関の届出制」を更に明確にし、診療所の届出制を含むこととしました。</p> <p>今回の改正は、法律条文の形式でこれを定着化しています。</p>

「国务院の『外商投資電信企業管理規定』など14件の

行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について(3)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 国務院の「外商投資電信企業管理規定」など14件の
行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について（3）

Q: 「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」の具体的な内容について、教えてください。

<政策法規><「放管服」改革><一部行政法規の改正及び廃止>

A: 「証照分離」改革を深化させ、「放管服」を更に推進するために、2022年4月7日、国務院は「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定（中国語：国務院關於改正和廢止部分行政法規的決定）」（以下、「決定」）を公布しました。2022年5月1日より施行されます。これにより「外商投資電信企業管理規定」など14件の行政法規の一部条項が改正され、6件の行政法規が廃止されます。

「国務院の『外商投資電信企業管理規定』など14件の

行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について（2）」より続く

2. 「決定」の主要内容

(1) 審査認可の直接取消（3件の行政法規）の続き

③22年版「中華人民共和国輸出入商品検査法実施条例」は、輸出入商品検査鑑定機関の検査許可を取り消し

「中華人民共和国輸出入商品検査法実施条例」（2019年版につながる）は2005年に初めて公布され、その後2013年、2016年、2017年、2019年、今回の2022年の5回にわたり改正されています。2022年版改正は3箇所のみで、主として輸出入商品検査鑑定機関の検査許可の取り消しで、改正内容は以下の通りです。

「中華人民共和国輸出入商品検査法実施条例」一部条項の改正比較表

2019版	2022年版	備考
第三十七条 中華人民共和国の国内で輸出入商品の検査鑑定業務に従事する検査機関を設立する場合、法に基づき工商登記を行わなければならない、同時に関連の法律、行政法規、規則が規定する登録資本、技術能力などの条件に適合し、税関総署及び関連主管部門の審査認可を受けて許可を得た上で、輸出入商品の検査鑑定業務の委託を受けることができる。	左欄の条項を全て削除	税関総署が更に行政簡素化及び権限委譲を進め、輸出入商品検査鑑定機関の検査許可の審査認可を取り消しました。

第五十四条 輸出入商品の検査鑑定業務に従事する検査機関が業務範囲を逸脱し、または国家の関連規定に違反し、検査鑑定の秩序を乱した場合、出入国検査検疫機関が改正を命じ、違法所得を没収すると共に、10 万元以下の罰金を科すことができ、税関総署または出入国検査検疫機関は 6 か月間その検査鑑定業務を一時的に停止することができる。情状が重大な場合、税関総署がその検査鑑定資格証書を没収する。

第五十九条 出入国検査検疫機関が法定検査を実施する場合、許可を得た検査機関が検査鑑定業務を行い、国家関連規定に従い費用を徴収する。

第五十三条 輸出入商品の検査鑑定業務に従事する検査機関が~~業務範囲を逸脱し、または~~国家関連規定に違反し、検査鑑定の秩序を乱した場合、出入国検査検疫機関が改正を命じ、違法所得を没収すると共に、10 万元以下の罰金を科すことができ、税関総署または出入国検査検疫機関は 6 か月間その検査鑑定業務を一時的に停止することができる。~~情状が重大な場合、税関総署がその検査鑑定資格証書を没収する。~~

第五十八条 出入国検査検疫機関が法定検査を実施する場合、法に基づき設立された検査機関が検査鑑定業務を行い、国家関連規定に従い費用を徴収する。

「国务院の『外商投資電信企業管理規定』など 14 件の

行政法規の改正、6 件の行政法規の廃止について（4）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 国務院の「外商投資電信企業管理規定」など14件の
行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について(4)

Q:「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」の具体的な内容について、教えてください。

<政策法規><「放管服」改革><一部行政法規の改正及び廃止>

A:「証照分離」改革を深化させ、「放管服」を更に推進するために、2022年4月7日、国務院は「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定（中国語：国務院關於改正和廢止部分行政法規的決定）」（以下、「決定」）を公布しました。2022年5月1日より施行されます。これにより「外商投資電信企業管理規定」など14件の行政法規の一部条項が改正され、6件の行政法規が廃止されます。

「国務院の『外商投資電信企業管理規定』など14件の

行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について(3)」より続く

2. 「決定」の主要内容の続き

(2) 審査認可から届出への変更（7件の行政法規）

「決定」は「医療機関管理条例」など7件の行政法規を改正しました。これには診療所の執業登記を審査認可から届出に変更すること、警備訓練許可証の審査発行取り消し届出管理に変更すること、国際道路貨物輸送、道路貨物輸送ステーション（場）及び自動車運転者訓練許可を取り消し届出管理に変更すること、新農薬の登記試験の審査認可を取り消し届出管理に変更すること、通関企業の登録登記を審査認可から届出に変更することなどが含まれます。また、関連の記述表現を改め、届出の手順や法的責任を規定し、関連の監督管理措置を追加しました。

そのうち「医療機関管理条例」の改正比較は上記第1項2)の比較表をご参照下さい。その他6件の行政法規の主たる変更内容は以下の通りです。

No.	行政法規	2022年版	備考
1	「警備サービス管理条例」	第三十三条 警備訓練に従事する企業は、 <u>警備訓練を開始した日から30日以内に、所在地の区を置く市の市級人民政府公安機関に届出を行い、申請書及び本条例第三十二条に規定する条件に合致することを証明し得る資料を提出しなければならない。</u> <u>警備訓練企業の出資者、法定代表人（主要責任者）、住所、名称に変更が発生した場合、もとの届出公安機関にて変更手続きを行わなければならない。</u> <u>警備訓練企業が訓練を終了する場合、訓練終了日から30日以内に、もとの届出公安機関にて届出を抹消しなければならない。</u>	従来の、公安機関が審査し警備訓練許可証を発行する条項を取り消し、届出管理の実施に変更しました。
2	「中華人民共和國道路	第三十九条 ……	旅客輸送と貨物輸送を区分する

日刊華鐘通信 No. 5237		華鐘コンサルタントグループ会員専用	2022年6月2日(木)
	輸送条例」	<p><u>道路貨物輸送ステーション(場)の経営、自動車修理経営、及び自動車運転者の訓練業務に従事する場合、</u>法に基づき市場監督管理部門にて関連の登記手続きを行った後、所在地の県級人民政府交通輸送主管部門に<u>届出を行い</u>、本条例第三十六条、第三十七条、第三十八条に規定する条件に合致する資料を提出しなければならない。</p> <p>第四十九条 ……</p> <p><u>国際道路貨物輸送経営に従事する場合、</u>省、自治区、直轄市人民政府交通輸送主管部門に<u>届出を行い</u>、本条例第四十八条に規定する条件に合致する資料を提出しなければならない。国際道路輸送経営者は、関連文書を保持し法に基づき関係部門にて手続きを行わなければならない。</p>	<p>ことを基本として、国際道路貨物輸送、道路貨物輸送ステーション(場)及び自動車運転者訓練許可を取り消し、届出管理に変更します。</p>
3	「農業管理条例」	<p>第九条 ……</p> <p>新農業の登記試験は、國務院農業主管部門に申請しなければならない。國務院農業主管部門は、申請を受理した日から40労働日以内に試験の安全リスク及びその防止措置について審査を行うものとし、条件に合致する場合、登記試験を許可する。条件に合致しない場合、書面で申請人に通知し、理由を説明する。</p>	<p>新農業登記試験の審査認可を取り消し、届出管理に変更しました。</p>
4	「中華人民共和国税関統計条例」	<p>第十条 輸出入貨物の發送人及び荷受人は、税関登録登記に従い輸出入経営活動に従事する法人、その他の組織または個人の統計をとる。</p>	<p>従前の通関企業の登録登記の記述を取り消し、審査認可から届出に変更しました。</p>
5	「中華人民共和国税関行政处罚实施条例」	<p>第二十九条 輸出入貨物の發送人及び荷受人、通関企業、通関人員が税関職員に賄賂を贈った場合、その通関登録登記を撤回し、税関はその通関活動を禁止し、併せて10万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追究し、更に、通関企業として新たに登録登記したり、通関従業資格を取得したりすることはできない。</p>	
6	「中華人民共和国税関検査条例」	<p>第三十条 検査を受ける者が以下の行為のうち一つに該当する場合、税関が期限を定めて改正を命じ、期限を過ぎても改正しない場合は2万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合は、<u>通関活動に従事することを禁止する</u>……</p>	<p>従来の“通関登録登記を撤回”を“通関活動に従事することを禁止”に改め、審査認可から届出に変更しました。</p>

「国务院の『外商投資電信企業管理規定』など14件の

行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について(5)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 国務院の「外商投資電信企業管理規定」など14件の
行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について(5)

Q: 「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」の具体的な内容について、教えてください。

<政策法規><「放管服」改革><一部行政法規の改正及び廃止>

A: 「証照分離」改革を深化させ、「放管服」を更に推進するために、2022年4月7日、国務院は「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定（中国語：国務院關於改正和廢止部分行政法規的決定）」（以下、「決定」）を公布しました。2022年5月1日より施行されます。これにより「外商投資電信企業管理規定」など14件の行政法規の一部条項が改正され、6件の行政法規が廃止されます。

「国務院の『外商投資電信企業管理規定』など14件の

行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について（4）」より続く

2. 「決定」の主要内容の続き

(3) 告知承諾の実施（3件の行政法規）

「決定」は、「インターネットオンラインサービス営業場所管理条例」など3件の行政法規を改正し、インターネットオンラインサービス営業場所の情報ネットワークの安全審査、旅館業許可の発行、検査測定機関の資格認定に対して告知承諾を実施するとしています。また、告知承諾の手順を明らかにし、関連の監督管理措置を追加しました。

No.	行政法規	2022年版	備考
1	「インターネットオンラインサービス営業場所管理条例」	<p>第十一条 ……</p> <p>申請人は設立計画を完了した後、同級の公安機関に対して<u>情報ネットワーク安全審査条件に符合することを承諾し、併せてその場で公安機関の確認を受け承諾書に署名しなければならない。</u>申請人は更に、関連の消防管理法律法規の規定に基づき承認手続きを行わなければならない。</p> <p>申請人は、<u>情報ネットワーク安全承諾書の手続きを行い消防安全批准文書を取得した後、文化行政部門に最終審査を申請する。</u>……</p> <p>文化行政部門が「<u>ネットワーク文化経営許可証</u>」を発給する状況またはインターネットオンラインサービス営業場所経営企</p>	インターネットオンラインサービス営業場所の情報ネットワーク安全審査には、告知承諾が実行されます。

日刊華鐘通信 No. 5238	華鐘コンサルタントグループ会員専用	2022年6月6日(月)	
		業が経営活動を実施しようとする状況は、 <u>同級の公安機関に通知するかまたは届出を行わなければならない。</u>	
2	「旅館業治安管理法」	<p><u>第三条 旅館を設立する場合、その建物の建築、消防設備、出入口及び通路などは、「中華人民共和国消防法」などの関連規定に合致しなければならない、更に<u>必要な盗難防止安全施設を備えていなければならない。</u></u></p> <p><u>第四条 旅館の設立を申請する場合、市場監督管理部門が発行する営業許可証を取得し、当地の公安機関の特殊業界許可証を申請して取得した上で、開業が許可される。……</u></p>	旅館業許可の発行には、告知承諾が実行されます。
3	「中華人民共和国計量法実施細則」	<p><u>第三十一条 製品品質検査機関が計量認証申請を提出した後、省級以上の人民政府計量行政部門は、所属の計量検定機関または授権された技術機関を指定し、本細則第三十条に規定する内容に従って審査を実施しなければならない。審査に合格した後、申請を受け付けた省級以上の人民政府計量行政部門が計量認証合格証書を発給する。<u>製品品質検査機関が告知承諾書に署名することを希望し、要求に従って資料を提出した場合、告知承諾関連手順に従って処理する。</u>計量認証合格証書を取得していない場合、製品品質検査業務を行ってはならない。</u></p>	検査測定機関の資格認定に対して告知承諾を実行する条項が追加されました。

「国務院の『外商投資電信企業管理規定』など14件の

行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について(6)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 国務院の「外商投資電信企業管理規定」など14件の
行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について(6)

Q: 「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定」の具体的な内容について、教えてください。

<政策法規><「放管服」改革><一部行政法規の改正及び廃止>

A: 「証照分離」改革を深化させ、「放管服」を更に推進するために、2022年4月7日、国務院は「国務院の、一部行政法規の改正及び廃止に関する決定（中国語：国務院關於改正和廢止部分行政法規的決定）」（以下、「決定」）を公布しました。2022年5月1日より施行されます。これにより「外商投資電信企業管理規定」など14件の行政法規の一部条項が改正され、6件の行政法規が廃止されます。

「国務院の『外商投資電信企業管理規定』など14件の

行政法規の改正、6件の行政法規の廃止について（5）」より続く

2. 「決定」の主要内容の続き

(4) 審査認可サービスの最適化（3件の行政法規）

審査認可サービスを最適化し、「中華人民共和國道路輸送条例」など3件の行政法規を改正しました。

許可レベルの調整や、審査認可権限の委譲が行われています。

No.	行政法規	2022年版	備考
1	「中華人民共和國道路輸送条例」	<p>第七條 国務院交通輸送主管部門は、全国の道路輸送管理業務を主管する。</p> <p>県級以上の地方人民政府交通輸送主管部門は、本自行政区域の道路輸送管理業務の組織、指導に責を負う。</p> <p>県級以上の道路輸送管理機関は、道路輸送管理業務の具体的な実施に責を負う。</p>	許可レベルが調整されました。
2	「中華人民共和國母子保健法実施弁法」	<p>第十一條 婚姻前医学検査に従事する医療、保健機関は、所在地の<u>県級人民政府衛生行政部門</u>が審査を行う。条件に合致する場合、「医療機関執業許可証」上に記載する。</p>	関連の審査権限が、従来の“所在地の区を置く市の市級人民政府衛生行政部門”から“県級人民政府衛生行政部門”に委譲されました。
3	「放射性薬品管理弁法」	<p>第十條 放射性薬品の生産、経営企業を設立する場合、「薬品管理法」に規定する条件を備え、国家の放射性同位元素の安全や防護に関する規定及び基準に適合し、併せて環境影響評価文書の審査認可手続きを履行しなければならない。放射性薬品生産</p>	従来の“国務院国防科技工業主管部門が審査、同意し、国務院薬品監督管理部門が審核認可”から、“所在する省、自治区、直轄市の国防科技工業主管部門”に権限委譲されました。

	<p>企業を設立する場合、<u>所在する省、自治区、直轄市の国防科技工業主管部門の審査を受けて同意を得、所在する省、自治区、直轄市の薬品監督管理部門の審核認可を受けた後</u>、所在する省、自治区、直轄市の薬品監督管理部門が「放射性薬品生産企業許可証」を發給する……</p>	
--	---	--

(5) 一部老旧行政法規の廃止（6件の行政法規）

「決定」は、「國務院の、汎用航空管理に関する暫定規定」など6件の行政法規を廃止しました。2022年5月1日より実施されます。これら6件の行政法規は、制定された年代が古く関連の法律法規に抵触するもの、既に上位法の制定により廃止されたり、上位法を根拠として廃止されたりしているもの、既に他の法律法規に取って代わられたものなどです。

廃止される6件の行政法規

No.	廃止された行政法規	備考
1	「國務院の、汎用航空管理に関する暫定規定」	1986年1月8日國務院公布
2	「工業製品品質責任条例」	1986年4月5日國務院公布
3	「水路貨物輸送契約実施細則」	1986年11月8日國務院批准
4	「鉄道貨物輸送契約実施細則」	1986年11月8日國務院批准
5	「国有企業監事会暫定条例」	2000年3月15日中華人民共和國國務院令第283号により公布
6	「陳情条例」	2005年1月10日中華人民共和國國務院令第431号により公布

以上

(作成：公関部 兪穎春)

上海高院关于涉疫情合同纠纷案件适用法律的 12 个问答
上海高等法院のコロナ禍関連の契約紛争案件への法律適用に関する 12 の Q&A

中国語原文	日本語対訳
<p>为更好地应对解决本轮疫情防控和经济社会发展新情况新问题，不断满足人民群众的司法需求，上海市高级人民法院围绕人民群众和企业关注的热点难点问题，修订完成了《关于涉新冠肺炎疫情案件法律适用问题的系列问答（2022 年版）》，现将《系列问答三（2022 年版）》予以印发。</p> <p style="text-align: right;">2022 年 4 月 10 日</p>	<p>上海高等人民法院は、今回のコロナ禍防止と経済・社会発展の新たな状況に対処し、国民の司法ニーズを絶えず満たすため、国民や企業の関心が集まる問題について、「新型コロナ肺炎の流行に関する案件の法律適用に関する Q&A シリーズ(2022 年版)」を改訂し、完成させ、ここに「Q&A シリーズ 3(2022 年版)」を発行する。</p> <p style="text-align: right;">2022 年 4 月 10 日</p>
<p>关于涉新冠肺炎疫情案件法律适用问题的系列问答三（2022 年版）</p> <p style="text-align: right;">上海市高级人民法院修订课题组*</p>	<p>新型コロナ肺炎の流行に関連する案件の法律適用問題に対する Q&A シリーズ 3（2022 年版）</p> <p style="text-align: right;">上海市高等人民法院改正対策チーム*</p>
<p>问题 1 人民法院处理涉疫情合同纠纷案件时，应遵循哪些具体的裁判原则？</p> <p>答：合同纠纷案件量大面广，涉及生产生活的方方面面，备受群众关注。人民法院处理涉疫情合同纠纷案件时，要统筹好疫情防控和经济社会发展，并坚持做到以下四点：</p> <p>一是信守合同，促进发展。依法妥善审理合同纠纷，对于疫情期间合同可以履行的，应促成当事人按照合同约定继续履行；对于确因疫情或疫情防控措施影响，合同不能按约履行的，应更多考虑引导当事人协商变更合同，采取替代履行或者延迟履行等方式，维持合同的稳定性，确保“五个中心”核心功能稳定运转，实现经济社会平稳健康发展。</p> <p>二是共担风险，利益平衡。要充分发挥司法调节社会关系的作用，坚持稳字当头，兼顾各方面因素，平衡各方利益。在具体案件审理中，既要依法平等保护各方当事人的合法权益，又要积极引导当事人互谅互让、共担风险、共克时艰，切实保障各方当事人权益，助力困难企业恢复发展，合力确保社会平稳有序。</p> <p>三是依法调整，公平公正。要依法准确认定和适用不可抗力、情势变更规则。对于确因疫情或者疫情防控措施影响，当事人因合同目</p>	<p>Q1 人民法院は、コロナ禍に関連する契約紛争案件を処理するとき、どのような具体的な裁判原則に従うべきであるか。</p> <p>A：契約紛争案件は、量は多く面が広く、生産と生活のあらゆる面で大衆の注目を集めている。人民法院は、コロナ禍に関連する契約紛争を処理する際に、コロナ禍防止、経済と社会の発展を総合的に考慮し、以下の 4 つの点を堅持する。</p> <p>第一に、契約を順守し、発展を促進する。 契約紛争を法律に従って適切に審理し、コロナ禍期間に契約を履行できる場合は、当事者に契約に従って履行を継続するように促す。確かにコロナ禍又はコロナ禍防止措置の影響により契約が約定どおりに履行できない場合には、当事者の契約の変更協議を指導し、代替履行又は遅延履行を通じて契約の安定性を維持し、「5 つのセンター」の核心機能の安定性を確保し、経済・社会の円滑かつ健全な発展を達成する</p> <p>第二に、リスクを共有し、利益のバランスをとる。 社会関係を調節する司法の役割を十分に発揮し、安定維持を最優先し、様々な要因を考慮に入れ、各当事者の利益バランスを考慮する。具体的な案件審理においては、法律に従い、当事者の合法的権利と利益を平等に保護し、当事者の相互理解と相互譲歩、リスク共有、困難の共同克服を積極的に指導し、各当事者の権利と利益を効果的に保障し、困難な状況にある企業が発展を再開し、社会が円滑かつ秩</p>

<p>的无法实现而主张解除合同或者主张免除违约责任，综合考虑疫情或者疫情防控措施对履行合同实际影响的时间、程度等因素，正确适用不可抗力规则。受疫情或者疫情防控措施影响，继续履行合同对一方当事人明显不公平的，正确适用情势变更规则。</p> <p>四是注重协调，妥善化解。积极参与诉源治理，坚持把非诉讼纠纷解决机制挺在前面，坚持以调促稳，情理并重，充分考虑双方利益诉求，协调社会发展、公共利益与个体利益的关系，依法做好释明工作，促成各方达成调解协议，实质化解矛盾纠纷，实现政治效果、法律效果与社会效果有机统一。</p>	<p>序ある方法で運営されるよう支援すべきである。</p> <p>第三に、法律に従って調整し、公正かつ公平であること。不可抗力や事情変更の規則を、法律に従って正確に認定し、適用しなければならない。確かにコロナ禍又はコロナ禍防止措置の影響に起因し、当事者が契約目的を達成できないことにより、契約の解除又は違約責任の免除を主張した場合、コロナ禍又はコロナ禍防止措置が契約履行に対して実際に影響を及ぼした時期と程度を総合的に考慮し、不可抗力の規則を正しく適用しなければならない。コロナ禍又はコロナ禍防止措置の影響を受け、契約履行を継続することが当事者にとって明らかに不公平である場合は、事情変更の規則を正しく適用しなければならない。</p> <p>第四に、調整に注意を払い、適切に解決する。訴訟の原因管理に積極的に参加し、裁判外紛争解決手段の優先を堅持し、協調と安定を堅持し、情と道理を重視して、双方の利益主張を十分に考慮し、社会発展、公共の利益と個人の利益の関係を調整し、法律に従って解釈作業を行い、当事者間の調停合意を促進し、紛争を実質的に解決し、政治的、法的、社会的効果の有機的な統一を実現する。</p>
<p>問題 2 疫情或者疫情防控措施是否属于不可抗力？当事人能否主张适用情势变更规则变更或解除合同？</p> <p>答：不可抗力是指不能预见、不能避免且不能克服的客观情况，疫情以及疫情防控措施一般属于法律规定的不可抗力。疫情或者疫情防控措施致使合同目的无法实现的，当事人可以根据《中华人民共和国民法典》第五百六十三条第一款第一项的规定主张解除合同；疫情或者疫情防控措施致使合同不能履行的，当事人可以根据《中华人民共和国民法典》第五百九十条第一款的规定主张免责或者部分免责。人民法院应根据疫情发生时间、发展期间、严重程度、地域范围等对合同履行的实际影响，考虑到疫情防控分区管理下封控区、管控区、防范区等区域阶梯式封控措施强度以及不同行业、不同纠纷受人员流动限制的影响程度等因素，综合判断疫情或者疫情防控措施作为不可抗力与合同履行障碍之间的因果关系。</p>	<p>Q2 コロナ禍又はコロナ禍防止措置は不可抗力か。当事者は、事情変更の規則の変更又は契約解除の適用を主張することができるか。</p> <p>A：不可抗力とは、予見不能、回避不能且つ克服不能な客観的な状況であり、コロナ禍とコロナ禍防止措置は、一般に法律に規定される不可抗力に該当する。コロナ禍又はコロナ禍防止措置が契約の目的を果たせない原因である場合、当事者は、「中華人民共和國民法典」第 563 条第 1 項第 1 号の規定により契約解除を主張することができる。コロナ禍又はコロナ禍防止措置により契約が履行できない場合、当事者は、「中華人民共和國民法典」第 590 条第 1 項の規定により、免責又は部分的な免責を主張することができる。人民法院は、コロナ禍の発生時期、発生からの期間、深刻さの程度、地域範囲等による契約履行への実際の影響に基づき、コロナ禍予防の区分け管理下にある封鎖区域、管理区域、予防区域等の地域別段階的閉鎖措置の強度及び異なる産業及び紛争における人の移動制限の影響の程度等を考慮して、不可抗力としてのコロナ禍又はコロナ禍防止措置と契約履行障害の</p>

<p>如果合同虽然仍有可履行性，但是因疫情或者疫情防控措施使得合同的基础条件发生了当事人在订立合同时无法预见的、不属于商业风险的重大变化，继续履行合同对一方明显不公平的，则可能构成情势变更。受到不利影响的当事人可以根据《中华人民共和国民法典》第五百三十三条第一款的规定与对方重新协商；在合理期限内协商不成的，当事人可以请求人民法院变更或者解除合同。</p> <p>法律规范：《中华人民共和国民法典》</p> <p>第一百八十条 因不可抗力不能履行民事义务的，不承担民事责任。法律另有规定的，依照其规定。</p> <p>不可抗力是不能预见、不能避免且不能克服的客观情况。</p> <p>第五百三十三条 合同成立后，合同的基础条件发生了当事人在订立合同时无法预见的、不属于商业风险的重大变化，继续履行合同对于当事人一方明显不公平的，受不利影响的当事人可以与对方重新协商；在合理期限内协商不成的，当事人可以请求人民法院或者仲裁机构变更或者解除合同。</p> <p>人民法院或者仲裁机构应当结合案件的实际情況，根据公平原则变更或者解除合同。</p> <p>第五百六十三条 有下列情形之一的，当事人可以解除合同：</p> <p>（一）因不可抗力致使不能实现合同目的；……</p> <p>第五百九十条 当事人一方因不可抗力不能履行合同的，根据不可抗力的影响，部分或者全部免除责任，但是法律另有规定的除外。因不可抗力不能履行合同的，应当及时通知对方，以减轻可能给对方造成的损失，并应当在合理期限内提供证明。</p> <p>当事人迟延履行后发生不可抗力的，不免除其违约责任。</p>	<p>間にある因果関係を総合的に判断しなければならない。</p> <p>契約は履行可能であるが、コロナ禍又はコロナ禍防止措置により、契約の基礎条件について、当事者が契約の締結時に予見できず、商業リスクに該当しない重大な変化が生じ、契約の履行を継続することが一方当事者にとって明らかに不公平な場合、事情変更を構成する可能性がある。不利な影響を受けた当事者は、「中華人民共和國民法典」第 533 条第 1 項の規定により相手方と再交渉することができ、合理的な期間内に協議が成立しない場合、当事者は人民法院に契約の変更又は解除を求めることができる。</p> <p>法律規範：「中華人民共和國民法典」</p> <p>第 180 条 不可抗力により民事義務を履行することができないときは、民事責任を負わない。法律に別段の定めがある場合には、その規定に従う。</p> <p>不可抗力とは、予見不能、回避不能且つ克服不能な客観的な状況をいう。</p> <p>第 533 条 契約が成立した後、契約の基礎条件について、当事者が契約の締結時に予見できず、商業リスクに該当しない重大な変化が生じ、契約の履行を継続することが一方当事者にとって明らかに不公平な場合、不利な影響を受けた当事者は、相手方と再交渉することができる。合理的な期間内に成立しない場合、当事者は、人民法院又は仲裁機関に契約の変更又は解除を求めることができる。</p> <p>人民法院又は仲裁機関は、案件の実際の状況に照らして、公平の原則に従って契約を変更又は解除しなければならない。</p> <p>第 563 条 当事者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解約することができる。</p> <p>(1) 不可抗力により契約の目的を果たせないとき</p> <p>第 590 条 当事者の一方が不可抗力により契約を履行できない場合、不可抗力の影響により、責任の一部又は全部を免除する。ただし、法律に別段の定めがある場合を除く。不可抗力により契約を履行できない場合には、相手方へ与える可能性のある損害を軽減するため、速やかに相手方に通知し、合理的な期間内に証明を提供しなければならない。</p> <p>当事者が履行遅滞した後不可抗力が生じた場合、当事者は契約違反に対する責任を免除されない。</p>
問題 3	Q3

<p>因受疫情或疫情防控措施影响，合同当事人不能按时履约时负有哪些义务？</p> <p>答：合同当事人受到疫情影响不能履约时，应当遵循诚信原则，根据合同的性质、目的和交易习惯履行通知、协助等义务。因受疫情影响发生履约障碍的一方当事人，应及时通知对方当事人，并在合理期限内提供证明；对方当事人也应及时采取必要措施，防止损失的扩大。</p> <p>法律规范：《中华人民共和国民法典》</p> <p>第五百九十条 详见问题2</p> <p>第五百九十一条 当事人一方违约后，对方应当采取适当措施防止损失的扩大；没有采取适当措施致使损失扩大的，不得就扩大的损失请求赔偿。</p> <p>当事人因防止损失扩大而支出的合理费用，由违约方负担。</p> <p>第五百九十二条 当事人都违反合同，应当各自承担相应的责任。</p> <p>当事人一方违约造成对方损失，对方对损失的发生有过错的，可以减少相应的损失赔偿额。</p>	<p>コロナ禍又はコロナ禍防止措置の影響により、契約当事者が期限内に契約を履行できない場合にどのような義務を負うか。</p> <p>A：契約当事者は、コロナ禍の影響を受けて契約を履行できない場合、信義誠実の原則に従い、契約の性質、目的及び取引慣行に従って通知、協力その他の義務を履行しなければならない。コロナ禍の影響により契約履行に障害が発生した当事者は、速やかに相手方当事者に通知し、合理的な期間内にその証明を提出しなければならない。相手方当事者も、直ちに必要な措置を講じて、損失の拡大を防止しなければならない。</p> <p>法律規範：「中華人民共和國民法典」</p> <p>第 590 条 Q2 参照</p> <p>第 591 条 当事者の一方が違約した場合、相手方当事者は、損失の拡大を防止するために適切な措置を講ずる。適切な措置を講じず、損失が拡大した場合、拡大した損失について賠償を請求してはならない。</p> <p>当事者が損失拡大防止のために支出する合理的な費用は、違約した側の当事者が負担する。</p> <p>第 592 条 当事者は、契約に違反した場合、それぞれの責任を負うものとする。</p> <p>当事者の一方が違約により相手方に損失を生じさせた場合、相手側当事者が損失の発生について過失のあるとき、損害賠償額を相応に減額することができる。</p>
<p>问题 4</p> <p>受疫情或者疫情防控措施影响导致买卖合同履行迟延，如出卖人迟延发货等，是否可以适用不可抗力作为免责事由？</p> <p>答：疫情期间发生履行迟延等情形，当事人以不可抗力主张免责时应区分具体情况，考量疫情或者疫情防控措施对义务履行的具体影响，作出不同处理。基于不可抗力主张免责的一方应承担相应的举证责任。</p> <p>对于非金钱债务的履行，例如货物买卖合同的出卖人因疫情或者疫情防控措施原因迟延复工、被采取隔离措施、政府征用等导致无法正常履行交货义务，一般可以不可抗力为由主张免除或部分免除责任。</p>	<p>Q4</p> <p>コロナ禍やコロナ禍防止対策措置により、売買契約に遅延（例えば売り手による出荷の遅れ等）を生じた場合、免責事由としての不可抗力を適用することができるか。</p> <p>A：コロナ禍期間に履行の遅れ等の状況が発生し、当事者が不可抗力によって免責を主張する場合は、具体的状況を区分して、コロナ禍又はコロナ禍の予防措置が契約義務の履行に与えた具体的影響によって異なる対処を行う。不可抗力に基づいて免責を主張する当事者は、相応の举证責任を負う。</p> <p>非金銭債務の履行について、例えば物品売買契約の売り手が、コロナ禍やコロナ禍防止措置の原因で業務再開が遅れたり、隔離措置がとられたり、政府の施設収用等の理由で、物品の引渡義務が正常に履行できな</p>

<p>对于金钱给付义务，基于疫情或者疫情防控措施通常不会影响金钱债务的履行，一般不能以不可抗力主张减轻或免除责任。但涉及诸如因疫情防控滞留且不具备支付条件、因罹患新冠病情严重无法支付、因在线转账限额无法按时支付等特殊情况的，人民法院可结合具体情况，准确把握不可抗力作为免责事由的认定标准。</p> <p>法律规范：《中华人民共和国民法典》 第五百九十条 详见问题2</p>	<p>い場合は、通常、不可抗力を理由に責任の免除又は部分的免除を主張することができる。</p> <p>金銭的支払義務について、コロナ禍又はコロナ禍予防措置は、通常、金銭債務の履行に影響を与えず、一般的に不可抗力によって責任の軽減又は免除を主張することはできない。しかし、コロナ禍予防管理継続の原因で支払条件が整わず支払いができない、新型コロナウイルスに感染して病状が重く約定通り支払えない、オンライン送金額制限で期限内に支払えない等の特殊な状況下において、人民法院は具体的状況を踏まえ、免責事由としての不可抗力認定基準を正確に把握することができる。</p> <p>法律規範：「中華人民共和國民法典」 第 590 条 Q2 参照</p>
<p>問題 5 商用房承租人能否主张减免疫情期间的房屋租金？</p> <p>答：承租国有房屋用于经营，受疫情或者疫情防控措施影响出现经营困难的小微企业、个体工商户等承租人，请求出租人按照上海市有关政策免除合理期限内的租金的，应予支持。</p> <p>承租非国有房屋用于经营，因疫情或者疫情防控措施导致承租人没有营业收入或者营业收入明显减少，继续按照租赁合同支付租金对其明显不公平，承租人请求减免租金、延长租期或者延期支付租金的，可以引导当事人参照上海市有关租金减免的政策进行协商调解；协商调解不成，符合《中华人民共和国民法典》第五百三十三条情形的，可结合案件的实际情況，根据公平原则变更合同约定。受疫情或者疫情防控措施影响导致房屋无法正常使用，承租人以此要求出租人减免一定期限内的租金的，可视情予以支持。</p> <p>法律规范：《中华人民共和国民法典》 第五百三十三条 详见问题2</p> <p>《上海市全力抗疫情助企业促发展的若干政策措施》 二、减轻各类企业负担……………</p>	<p>Q5 商用房の借主は、コロナ禍期間中の賃料の減免を主張できるか。</p> <p>A：国有の建物や部屋を賃借して経営に使用している場合、コロナ禍又はコロナ禍防止措置の影響を受けて経営困難となった小型・零細企業、個人事業主等の賃借人は、上海の関連政策に従って合理的な期間内の賃料を免除するよう借主に要請した場合、これを支持しなければならない。</p> <p>非国有の建物や部屋を賃借して経営に使用している場合、コロナ禍又はコロナ禍防止措置の結果として、賃借人が、営業収入が無いが営業収入が著しく減少し、賃貸借契約に従って賃料支払いを継続することが明らかに不公平であることで、賃借人が賃料の減免、賃借期間の延長、又は賃料支払い延期を要求した場合、当事者が上海市の賃料減免に関する政策に従って協議することを指導することができる。協議が不調となり、「中華人民共和國民法典」第 533 条の状況に該当する場合は、案件の實際の状況に基づいて、公平の原則に基づいて契約の約定を変更することができる。コロナ禍又はコロナ禍防止措置の影響により、賃借した物件が正常に使用できなくなり、賃借人が一定期間の賃料の減免を求める場合、状況に応じてこれを支持することができる。</p> <p>法律規範：「中華人民共和國民法典」 第 533 条 Q2 参照</p>

<p>(七) 减免小微企业和个体工商户房屋租金。承租国有房屋从事生产经营活动的小微企业和个体工商户, 2022 年免除 3 个月租金, 2022 年被列为疫情中高风险地区所在的街镇行政区域或因落实防疫要求严重影响经营活动的, 再免除 3 个月租金、全年合计免除 6 个月租金。存在间接承租情形的, 转租人不享受本次减免政策, 相关国有企事业单位要确保免租措施惠及最终承租人。鼓励大型商务楼宇、商场、园区等各类市场运营主体在协商的基础上, 为实体经营的承租户适当减免租金, 政府各类扶持政策优先支持主动减免房租的市场主体。对房屋土地被政府应急征用或主动为租户减免房地产租金的企业, 缴纳房产税、城镇土地使用税确有困难的, 可以减免相应的房产税和城镇土地使用税。因减免租金影响国有企事业单位业绩的, 在考核中根据实际情况予以认可。</p>	<p>「上海市の全力でコロナ禍を克服し、企業を支援し、発展を促進するための若干の政策措置」</p> <p>2. 各種の企業負担の軽減</p> <p>(7) 小型・零細企業及び個人事業主の賃料を減免する。国有の建物や部屋を賃借して生産経営活動を行う小型・零細企業や個人事業主は、2022 年に 3 ヶ月の賃料を免除し、2022 年に感染症流行中高リスク地域が所在する街鎮の行政区域として分類され、又はコロナ禍防止要求により経営活動に深刻な影響が及んだ場合は更に 3 ヶ月の賃料を免除し、年間合計 6 ヶ月の賃料を免除する。間接的な賃借人の場合、転貸者は、この救済政策を享受せず、関連する国有企業、事業単位は、賃料免除措置が最終的な賃借人に帰することを保証しなければならない。大規模な商業ビル、ショッピングモール、園区その他の市場運営主体が協議に基づき、実際に事業経営しているテナントに、適切な賃料免除することを奨励し、政府の様々な支援政策は、積極的な賃料免除を行う市場主体を優先的に支援する。物件土地が政府によって緊急に収用され、又は賃借人の不動産賃料を自主的に減免した企業については、不動産税や都市土地使用税の納付が確かに困難な場合、対応する不動産税や都市土地使用税を減免することができる。賃料の減免が国有企業、事業単位の業績に影響を与える場合、評価段階において実際の状況に照らして承認されるものとする。</p>
<p>問題 6 疫情期間, 出租人能否以商业用房承租人迟延履行租金为由主张解除合同, 并要求承租人承担违约责任?</p> <p>答: 承租房屋用于经营, 疫情或者疫情防控措施导致承租人资金周转困难或者营业收入明显减少, 出租人以承租人没有按照约定的期限支付租金为由请求解除租赁合同, 由承租人承担违约责任的, 人民法院不予支持。</p> <p>法律规范: 《中华人民共和国民法典》 第五百九十条 详见问题 2</p>	<p>Q6 コロナ禍期間中、貸主は、商業用物件の借主による賃料支払いの遅れを理由に、契約解除を主張し、借主に違約責任を負わせることができるか。</p> <p>A: 賃貸物件が経営に使用され、コロナ禍又はコロナ禍防止対策により、借主の資金繰りが困難となり、又は営業収入が著しく減少した場合、借主が約定期限に賃料を支払わなかったことを理由に、貸主が賃貸借契約の解除を要求し、借主に契約の違約責任を負わせる場合、人民法院は支持しない。</p> <p>法律規範: 「中華人民共和國民法典」 第 590 条 Q2 を参照</p>
<p>問題 7 居住房屋承租人能否主张减免疫情期间的房</p>	<p>Q7 居住用住宅の借主は、コロナ禍期間の住宅賃料の減免</p>

<p>屋租金？</p> <p>答：此类纠纷应首先引导当事人协商调解解决。协商调解不成的，可结合合同约定的租期及履行方式、房屋实际占有使用情况、受疫情或者疫情防控措施影响程度等综合考量，按照公平原则妥善处理。因出租人主动限制或房屋所在地采取疫情防控措施等导致承租人实际无法使用房屋，承租人提出减免租金请求的，一般予以支持。疫情不影响承租人占有使用房屋，承租人提出减免租金请求的，一般不予支持。</p>	<p>を主張することができるか。</p> <p>A：このような紛争は、まず当事者間の協議による解決を指導すべきである。協議が不調の場合、契約に約定された賃貸借期間と履行方法、住宅の実際の占有使用状況、コロナ禍又はコロナ禍防止措置の影響程度等を踏まえて総合的に考慮し、公平の原則に従って適切に対処することができる。貸主が自主的に使用を制限し、又は住宅の所在地によって実施されたコロナ禍防止措置を受けて、借主が実際に住宅を使用できない場合で、借主が賃料の減免を要請した場合、一般的にこれを支持する。コロナ禍によっても、借主が住宅を占有して使用することに差し支えない状況下で、借主が賃料の減免を要請する場合、一般的にこれを支持しない。</p>
<p>問題 8 建设工程因疫情或者疫情防控措施影响而停工的，是否可以适用不可抗力作为免责事由？</p> <p>答：根据疫情防控要求，建设工程停工或者迟延复工，由此导致逾期竣工的，施工人可以不可抗力为由主张免除或者部分免除逾期竣工的违约责任，但其应按合同约定的程序，及时向监理、业主方提交相应签证单，办理相关确认手续。</p> <p>法律规范：《中华人民共和国民法典》 第五百九十条 详见问题 2</p>	<p>Q8 コロナ禍又はコロナ禍防止対策の影響により建設プロジェクトが中断された場合、不可抗力を適用し、免責理由とすることができるか。</p> <p>A：コロナ禍予防要求に従って、建設工事が中断され、又は工事再開が遅れた結果として、竣工が遅れた場合、建設業者は、不可抗力を理由として竣工遅延の違約責任の免除又は一部免除を主張することができるが、契約で約定された手続きに従って、遅滞なく、監理と施主に相応の証明書を提出し、関連する確認手続きを行わなければならない。</p> <p>法律規範：「中華人民共和國民法典」 第 590 条 Q2 を参照</p>
<p>問題 9 商铺、酒店、船舶、航空器等承包经营合同由于疫情防控措施造成停业或者客流量明显下降，承包人能否要求变更合同？</p> <p>答：此类承包经营合同具有明显的营利性。当因采取疫情防控措施造成停业或者客流明显减少时，给承包人造成的损失显然超出一般商业风险的范畴，由此产生的纠纷，应积极促成当事人协商调解解决。协商调解不成，承包人以继续履行合同对其明显不公平为由请求减免相应承包期间的费用或请求变更相应合</p>	<p>Q9 店舗、ホテル、船舶、航空機その他の経営請負契約について、コロナ禍防止措置により、業務停止又は顧客量が著しく減少した場合、請負業者は契約変更を要求できるか。</p> <p>A：このような経営請負契約は、もともと明らかに営利性のものである。コロナ禍防止措置の導入により、業務停止又は顧客量が著しく減少して、請負業者へ明らかに一般的な商業リスクの範囲外の損失を生じた結果生じる紛争は、当事者間の協議による解決を積極的に促進すべきである。協議が不調の場合において、請負業者が契約の履行継続が明らかに不公平である等の理</p>

<p>同内容的，应予支持。</p> <p>法律规范：《中华人民共和国民法典》 第五百三十三条 详见问题 2</p>	<p>由で、対応する請負期間の費用減免、又は契約内容の変更を要求するとき、これを支持する。</p> <p>法律規範：「中華人民共和國民法典」 第 533 条 Q2 参照</p>
<p>问题 10 疫情期間以明显高于市场价格进行交易，如何认定合同效力？</p> <p>答：原则上应尊重合同当事人意思自治。但当事人对疫情期间的的基本民生商品、防疫用品等相关物资哄抬价格，扰乱市场经济秩序的，应认定该价格条款无效。当事人基于欺诈、胁迫订立合同，或者利用自身优势地位、对方危困状态等致使合同显失公平，对方当事人请求撤销合同的，应支持该撤销请求。</p> <p>法律规范：《中华人民共和国民法典》 第一百四十八条 一方以欺诈手段，使对方在违背真实意思的情况下实施的民事法律行为，受欺诈方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。 第一百四十九条 第三人实施欺诈行为，使一方在违背真实意思的情况下实施的民事法律行为，对方知道或者应当知道该欺诈行为的，受欺诈方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。 第一百五十条 一方或者第三人以胁迫手段，使对方在违背真实意思的情况下实施的民事法律行为，受胁迫方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。 第一百五十一条 一方利用对方处于危困状态、缺乏判断能力等情形，致使民事法律行为成立时显失公平的，受损害方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。 第一百五十三条 违反法律、行政法规的强制性规定的民事法律行为无效。但是，该强制性规定不导致该民事法律行为无效的除外。 违背公序良俗的民事法律行为无效。</p> <p>《中华人民共和国价格法》</p>	<p>Q10 コロナ禍期間に市場価格より大幅な高価格で取引する場合、契約の有効性はどのように認定されるか。</p> <p>A：原則として、契約当事者の自主性を尊重する。しかし、当事者は、コロナ禍期間の基本的な生活商品、感染症対策用品その他の関連商品の価格を上昇させ、市場経済の秩序を乱す場合、その価格条項は無効であると認定しなければならない。当事者が詐欺又は強迫によって契約を締結し、又は自分の強みや相手方の危機的状況等を利用して契約の公平性を欠いた場合、相手方当事者が契約取消を要求したとき、その取消要求は支持される。</p> <p>法律規範：「中華人民共和國民法典」 第 148 条 一方当事者が詐欺の手段により、相手方に真実の意思に反する状況下で行わせた民事法律行為について、詐欺にあった側は、人民法院又は仲裁機構に取消しを求める権利を有する。 第 149 条 第三者が詐欺行為を犯し、一方当事者が真実の意思に反する状況下で行った民事法律行為について、相手方がその詐欺行為を知っているか、又は知るべき立場であるとき、詐欺を受けた当事者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを求める権利を有する。 第 150 条 一方当事者又は第三者が強迫の手段により、相手方に真実の意思に反する状況下で行わせた民事法律行為について、強迫を受けた当事者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを求める権利を有する。 第 151 条 一方当事者が、相手方の危機的状態、判断能力に欠ける等の状況を利用して、民事法律行為が成立した時点で不公平であるとき、損害を受けた当事者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを求める権利を有する。 第 153 条 法律又は行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は無効とする。ただし、この強行規定がその民事法律行為を無効にしない場合を除く。 公序良俗に反する民事法律行為は無効とする。</p>

<p>第十四条 经营者不得有下列不正当价格行为：</p> <p>（一）相互串通，操纵市场价格，损害其他经营者或者消费者的合法权益；……</p>	<p>「中華人民共和國價格法」</p> <p>第 14 条 事業者は、以下の不当な価格行為をしてはならない。</p> <p>(1) 相互に共謀して市場価格を操作し、他の事業者又は消費者の合法的權益に損害を与えること</p>
<p>问题 11 个别商家存在销售假冒伪劣产品等欺诈行为，应承担何种法律责任？</p> <p>答：对于商家销售防疫物资过程中存在欺诈行为的，应准确适用《中华人民共和国民法典》第一千二百零七条、《中华人民共和国消费者权益保护法》第五十五条等关于惩罚性赔偿的规定，维护市场秩序，保护人民群众合法权益。同时，应及时发函建议相关行政部门查处；涉及犯罪的，及时移送公安机关处理。</p> <p>法律规范：《中华人民共和国民法典》</p> <p>第一千二百零七条 明知产品存在缺陷仍然生产、销售，或者没有依据前条规定采取有效补救措施，造成他人死亡或者健康严重损害的，被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。</p> <p>《中华人民共和国消费者权益保护法》</p> <p>第五十五条 经营者提供商品或者服务有欺诈行为的，应当按照消费者的要求增加赔偿其受到的损失，增加赔偿的金额为消费者购买商品的价款或者接受服务的费用的三倍；增加赔偿的金额不足五百元的，为五百元。法律另有规定的，依照其规定。</p> <p>经营者明知商品或者服务存在缺陷，仍然向消费者提供，造成消费者或者其他受害人死亡或者健康严重损害的，受害人有权要求经营者依照本法第四十九条、第五十一条等法律规定赔偿损失，并有权要求所受损失二倍以下的惩罚性赔偿。</p>	<p>Q11 偽造品や劣った製品の販売等の詐欺行為を行う個々の販売業者は、どのような法的責任を負うか。</p> <p>A：販売業者の感染症対策用品販売過程での詐欺行為に対しては「中華人民共和國民法典」第 1207 条、「中華人民共和國消費者權益保護法」第 55 条等の懲罰的賠償に関する規定を正確に適用し、市場秩序を維持し、国民の合法的權利と利益を保護する。同時に、適時に關係の行政部門に調査と処罰を勧告する書簡を送付し、犯罪に関連する場合は、速やかに公安機關に移送処理されなければならない。</p> <p>法律規範：「中華人民共和國民法典」</p> <p>第 1207 条 製品に欠陥があることを知りながら、依然として生産、販売、又は前条の規定に従って効果的な是正措置を取らなかったことで、他人を死亡させ、又は他人に健康上の重大な損害を与えた場合、被害者は、相当の懲罰的賠償を請求する權利を有する。</p> <p>「中華人民共和國消費者權益保護法」</p> <p>第 55 条 事業者は、商品又はサービスを提供するにあたって詐欺行為を犯した場合、消費者の要求に応じて、消費者が被った損失に対する賠償を増額し、補償額を消費者が商品を購入する価格又はサービスを受ける費用の 3 倍の金額に増額する。賠償額の増額が 500 元未満の場合は 500 元とする。法律に別段の定めがある場合には、その規定に従うものとする。</p> <p>事業者は、商品やサービスに欠陥があることを知りながら、依然として消費者に提供し、消費者や他の被害者を死亡させ、又は消費者や他の被害者に健康上の重大な損害を与えた場合、被害者は、本法第 49 条及び第 51 条等の法律規定に従って損失を賠償するよう事業者に要求する權利を有し、受けた損失の 2 倍以下の懲罰的賠償を請求する權利を有する。</p>
<p>问题 12</p>	<p>Q12</p>

<p>电子商务平台经营者对销售假冒伪劣防疫物资的销售者采取店铺清退、问题商品订单全额自动退款等处置措施，是否需要承担民事责任？</p> <p>答：疫情防控期间，防疫物资的销售影响巨大，事关防疫措施的有效落实和广大消费者的人身健康安全。在特殊时期，销售者应依法诚信经营，严格把控进货来源和产品质量，不得销售假冒伪劣产品、三无产品，不得违背公共利益和公共秩序。电子商务平台经营者发现上述行为后，对违法销售者直接采取店铺清退等措施，符合特殊时期保护社会公共利益要求的，可以认定系《中华人民共和国电子商务法》第二十九条规定的“依法采取必要的处置措施”。销售者以此起诉要求平台承担相关民事责任的，一般不予支持。但电子商务平台经营者需要对措施就维护社会公共利益的必要性、适当性予以证明。</p> <p>法律规范：《中华人民共和国电子商务法》</p> <p>第十三条 电子商务经营者销售的商品或者提供的服务应当符合保障人身、财产安全的要求和环境保护要求，不得销售或者提供法律、行政法规禁止交易的商品或者服务。</p> <p>第二十九条 电子商务平台经营者发现平台内的商品或者服务信息存在违反本法第十二条、第十三条规定情形的，应当依法采取必要的处置措施，并向有关主管部门报告。</p>	<p>電子商取引プラットフォーム事業者は、偽造品や劣った感染症対策用品を販売する販売業者に対して店舗からの退去、問題商品注文の全額自動払戻し等の措置をとっているが、民事責任を負う必要があるか。</p> <p>A：コロナ禍防止期間中、感染症対策物資販売による影響は巨大であり、感染症対策措置の有効性と徹底は多くの消費者の健康と安全に直接関わる。このような特別期間において、販売業者は、法律に従って誠実に経営し、供給源と製品の品質を厳格に管理し、偽造品や劣った製品、三つの保証がない製品を販売したり、公共の利益や公序良俗に反したりしてはならない。電子商取引プラットフォーム事業者は、上記の行為を発見した後、違法販売業者に対して直接店舗からの退去その他の措置を講じ、特別期間における公共の利益保護に関する要件を満たす場合、「中華人民共和国電子商取引法」第29条に規定する「法律に従って必要な処分措置を講ずる」と認定することができる。販売業者がプラットフォームに関連する民事責任を負うことを要求して起訴した場合、一般的にこれを支持しない。しかし、電子商取引プラットフォーム事業者は、公共の利益保護の必要性と妥当性を証明する必要がある。</p> <p>法律規範：「中華人民共和国電子商取引法」</p> <p>第13条 電子商取引事業者が販売する商品又はサービスは、人又は財産の安全及び環境保護の要件を満たし、法律又は行政法規により取引が禁止されている商品又はサービスを販売又は提供してはならない。</p> <p>第29条 電子商取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内の商品又はサービスに関する情報が本法第12条及び第13条の規定に違反していると認めた場合には、法律に従って必要な処分措置を講ずるとともに、所轄官庁に報告しなければならない。</p>
<p>*修订课题组由上海高院研究室、立案庭、申诉审查庭、刑事审判庭、民事审判庭、商事审判庭、知识产权审判庭、海事及海商审判庭、金融审判庭、行政审判庭、审判监督庭、执行局、审判管理办公室和办公室等部门组成。</p>	<p>*改正対策チームは、上海高等法院研究所、起訴室、控訴審査室、刑事裁判室、民事裁判室、商事裁判室、知的財産権裁判室、海事・海商裁判室、金融裁判室、行政裁判室、裁判監督室、執行局、裁判管理弁公室、弁公室等の部門で構成される。</p>

華鐘コンサルタントグループ

上海華鐘コンサルタントサービス(有)
上海華鐘投資コンサルティング(有)
上海華鐘信息管理コンサルティング(有)
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング



「国家統計局認定涉外調査許可証」



「上海市信用コンサルタント会社証」



総経理古林恒雄は「上海市外国投資促進センター」と「上海市対外投資促進センター」の顧問を委嘱されております

弊グループは上海市政府のバックアップのもとに、1994年4月に中国上海市にて設立された上海華鐘コンサルタントサービス(有)を中心とする日中合弁の総合コンサルタント会社です。日本・韓国等の外国企業及び中国現地法人、中国各地区の開発区等、合わせて会員企業約730社、会員企業様向けに中国進出経営に関わるトータルソリューションを提供しています。

「上海市信用コンサルタント会社」等の認定に加えて、外資系コンサルタント会社では初の「涉外代理資格(外国企業の代理申請が出来る資格)」と「国家統計局涉外調査許可企業(外国企業から受託して全国、全産業の調査を行える企業)」の資格を有すると共に、董事長の古林恒雄は42年にわたる中国事業の経験を買われて「上海市外商投資協会」常務理事副会長、涉外諮詢分会副会長、「上海市外国投資促進センター」と「上海市対外投資促進センター」高級顧問をはじめ、江蘇省、浙江省、山東省、広東省などの各都市人民政府、開発区などの顧問などを委嘱されております。

私どもは今後とも、中国進出と現地法人経営のあらゆる分野でお役に立てる総合的コンサルタント会社としてさらに努力を重ねてまいります。

主要業務ご案内

- ★ 中国進出に関するマーケットリサーチ、企業信用調査
 - ★ 会社設立に関する手続支援及びコンサルティング
 - ★ 労務、人事、法務等に関わるコンサルティング
 - ★ 会社財務・会計・税務全般の支援とコンサルティング
 - ★ 工場建設に関する各種許認可取得支援と施工管理
 - ★ M&Aに関わる資産評価及びデューデリジェンス業務
 - ★ 商標登録出願申請に関する支援
 - ★ 合併、分社化、買収、合併撤退、清算等に関する支援業務
- ★ ISO、QS品質管理システム構築と認証取得コンサルティング
 - ★ 社内ITシステム構築、企業IT安全コンサルティング、ERPシステム導入コンサルティング関連業務

会員制度ご案内

- ★ 2万元/年(入会費:無し)
- ★ 会費内でご利用いただけるコンサルティングサービス
- (1)面談、(2)日刊、週刊及び月刊の華鐘通信送付、(3)E-mailベースによる中国ビジネス相談、(4)会員パスワードによる弊社データベース検索ダウンロード、(5)会社設立等の有償業務の契約(案)の作成
- ★ ご入会方法:別添「会員登録票」と「会員サービス覚書」に必要事項ご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。同入会書類は弊社ホームページ(<https://www.shcs.com.cn>)からもダウンロード頂けます。


会社概要ご案内


- ★ 住所 上海市淮海中路 755 号新華聯大廈東樓 23 層
- ★ 設立 上海華鐘コンサルタントサービス有限会社は 1994 年 4 月 7 日
上海華鐘投資コンサルティング有限会社は 2006 年 4 月 27 日
- ★ 資本金 上海 2 社合わせて 13,600 万円 (2019 年現在)
- ★ 出資者 (株)華鐘コンサルティング 60%、上海紡織対外経済技術合作有限公司 40%


連絡先

- ★ 上海華鐘投資コンサルティング有限会社
上海華鐘コンサルタントサービス有限会社
・住所 〒200020 上海市淮海中路 755 号新華聯大廈東樓 23 層
・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 :担当者 張曉玲(会員部部長)
・FAX 番号 +86-(0)21-6467-9155 Email アドレス shcs@shcs.com.cn
・Homepage アドレス <https://www.shcs.com.cn>
- ★ 北京分公司
・住所 〒100027 北京市朝陽区東三環北路 3 号幸福大廈 A 座 11 楼 1115 室
・電話番号 +86-(0)10-8451-1257、1287 :担当者 趙姝(日本語可)
・FAX 番号 +86-(0)10-8451-1217 Email アドレス zhaoshu@shcs.com.cn
- ★ 広州分公司
・住所 〒510620 広州市林和西路 9 号耀中広場 B 座 1209 室
・電話番号 +86-(0)20-3801-1800 :担当者 許進(主任、日本語可)
・FAX 番号 +86-(0)20-3801-1810 Email アドレス xujin@shcs.com.cn
- ★ 蘇州分公司
・住所 〒215028 蘇州工業園区旺墩路 188 号建屋大廈 1203 室
・電話番号 +86-(0) 512-6809-4510 :担当者 李金姫(主任、日本語可)
・FAX 番号 +86-(0) 512-6809-9013 Email アドレス lijinji@shcs.com.cn
- ★ 上海華鐘信息管理コンサルティング有限会社
・住所 〒200020 上海市淮海中路 755 号 新華聯大廈 23 楼 C 室
・電話番号 +86-(0)21-6415-5323 :担当者 古林 将一(総経理)
・FAX 番号 +86-(0)21-6415-5323 Email アドレス shis@shcs.com.cn
- ★ 上海華鐘国際貿易有限公司
・住所 〒200131 中国(上海)自由貿易試験区冰克路 500 号 3 幢 3 層 315 室
・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 :担当者 古林 将一(総経理)
- ★ 大阪 株式会社華鐘コンサルティング
・住所 〒541-0045 日本国大阪府中央区道修町二丁目 2 番 11 号ベルロード道修町ビル 4 階
・電話番号 +81-(0)6-6232-0775 :担当者 陳庚(コンサルティング部長、日本語可)
・FAX 番号 +81-(0)6-6232-0776 Email アドレス osaka.jhcs@shcs.co.jp
- ★ 東京 株式会社華鐘コンサルティング東京事務所
・住所 〒103-0027 日本国東京都中央区日本橋 3-3-3 八重洲山川ビル 2F THE HUB SOLO 八重洲
・電話番号 +81-(0)70-1464-5888 :担当者 高倉洋一(所長兼コンサルティング部長)
・Email アドレス takakura@shcs.co.jp


提携関係にある開発区及びパートナーの紹介


上海・金山工業区	HomePage jsgyq.jinshan.gov.cn
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  <p>JINSHAN INDUSTRIAL ZONE</p> </div> <div style="flex: 3; padding-left: 10px;"> <p>上海市の市級金山工業区は 2003 年に設立されました。同開発区は上海市南西部の、浙江省に隣接する杭州湾の北岸にあります。また上海市、浙江省杭州市、寧波市、舟山群島の中心部に位置し、長江デルタ地域全体をカバーできるという有利性を持っており、現在まさに上海市製造業の転換・レベルアップと、杭州湾北岸の先進製造業の基地建設の重要な一部分となっています。</p> <p>金山工業区はバイオ医薬、新材料、先進装備製造、グリーンプリンティング、食品加工、光電の発展に重点を置いており、2011 年 9 月、上海市商務委員会の認可を得て、工業区内に上海金山日本中小企業産業園を設立しました。同産業園の総面積は 2.2 平方キロメートルで、金山工業区が機械設備と電子情報化産業、新エネルギーと省エネ環境産業、新素材、バイオ医薬、自動車、食品加工、グリーンプリンティング等の専門園區を形成しているメリットを生かし、専・精・特・新(先端、精密、オンリーワン、新型)という特徴を持つ日本の中小企業の移転を誘致しています。中小企業は産業園へ、大中型企業は金山工業区への進出を提案しており、商業貿易企業の進出も歓迎しています。</p> </div> </div>	

江蘇・南通経済技術開発区	HomePage: www.netda.gov.cn
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 3; padding-left: 10px;"> <p>南通経済技術開発区は、1984 年に設置された 14 ヶ所の国家級開発区の 1 つであり、管轄面積が 184 km²で、揚子江デルタ地域で外資系企業の集中的な製造基地となっており、「蘇通大橋」、「崇啓大橋」、「滬蘇通鉄道」、「北揚子江沿い高鉄」などの交通ルート及び「上海南通国際空港」、「通州湾港」の建設に従い、上海 1 時間の経済圏で最も潜在力持ちの発展地となっている。</p> <p>当開発区は、国家環境保護総局から「ISO14000」国家模範区の称号が授与され、中国権威機構より選ばれた多国籍企業の進出において最も投資価値のあるトップ 10 の開発区であり、多国籍企業投資の最適な開発区でもあり、江蘇省政府から「社会治安安全区」の称号も授与されている。30 カ国と地域からの投資者により、累計で約 800 社の外資系企業が設立されており、投資総額は 230 億ドル以上に達した。その内、日系企業が 200 社余りほど進出しており、世界ベスト 500 社の企業より、投資案件が約 80 件ほど達した。医薬ヘルスケア、次世態情報技術、新エネルギー、智能製造、等の産業を重点的に発展させる。「医薬ヘルスケア産業園」、「次世態情報技術産業園」「智能製造園」、「新エネルギー産業園」、「IC テスト産業園」等の産業特化パークと「能達ビジネス区」、「綜合保稅区」、「中央イノベーション・エリア」の功能区からなっている。</p> </div> </div>	


江蘇・蘇錫通科技産業園	HomePage: www.stpac.gov.cn
 <p>蘇錫通科技産業園区は、蘇通科技産業園区と錫通科技産業園区が合併して成立し、2020年5月に正式に一体化運営を開始しました。この内、2009年に成立した蘇通園区は江蘇省とシンガポールの重点提携プロジェクトである国際園区、中国とオーストリアの合作プラットフォームを持つ生態園区、蘇州と南通が揚子江を跨いで連動する合作園区で構成されています。</p> <p>2011年に成立した錫通園区は、南通と無錫が共同建設した揚子江融合試験区です。</p> <p>総開発計画面積は100平方キロで、世界ベスト500社を含む数百社以上の企業が進出。園区は多国合作、三地協力によって国家級の「揚子江に跨る融合発展示範区」を目指しています。</p> <p>交通条件：園区の周辺には高速道路、高速鉄道、空港、港が揃っており、水運、陸運、空運、鉄道を備えた立体的な交通ネットワークを有しています。</p> <p>主導産業： インテリジェント製造業、電子情報業及び生命科学業</p> <p>代表的な進出企業： 丸紅、オンド、広島アルミ、小森機械、華為、騰訊など</p> <p>レンタル工場の物件情報： Plainvim、GLP など著名なデベロッパーが揃っています。工場面積は2,500平米のものから10,000平米超まで、また1階建て、多層階のいずれもあり、オーダーメイドも可能です。多様な業界の企業様のご要望を満たすことができます。</p>	


江蘇・常熟経済技術開発区	HomePage: www.cedz.org
 <p>常熟経済技術開発区は華東地区に位置する国家級の開発区であり、上海市街地まで80KM、蘇州市と無錫市まで何れも40KMの好立地で、開発面積は156km²があります。1992年創立以来、600社余りの外商投資企業が既に進出し、総投資額は446億米ドルを超えています。G15沈海高速道路、S38常合高速道路及び上海からの高速鉄道が当開発区を通り、また、国際港である常熟港も区内にあり、交通の便が良く、製造業と物流業の理想の投資場所です。当開発区は自動車及び自動車部品、電子機器及び部品、設備装置、次世代情報技術、新材料新エネルギー、現代サービスなどの製造業を柱産業として育成しています。それ以外に、地域統括本社、研究開発センター及び地域販売統括会社も積極的に誘致に取り組んでいます。</p> <p>当開発区には電気、上水、排水、ガス、蒸気、産廃処理等「十通一平」というインフラ施設が整っており、従業員も安定に確保できます。また、レンタル工場があり、機械設備製造、自動車部品、電子組立等の産業でもご利用頂けます。それ以外、市場監督管理局、税関、商品検査検疫局等の政府行政部署が当開発区内に事務所を設置して、現地法人の設立から稼働運営までワンストップサービスを無償に提供しています。</p>	


江蘇・常州国家高新技术産業開発区	HomePage: cznd.changzhou.gov.cn
 <p>常州国家高新技术産業開発区は長江の南に位置し、長江デルタ地域の中心部に立地しています。1992年、第1グループとして認可成立された国家級ハイテク高新技术産業開発区の1つであり、総面積は509km²、人口は約88万人です。区内のインフラ基盤は整っており、交通の便が良く、港、国際空港、高速鉄道、高速道路の全てが揃っています。</p> <p>全区には計10万数社の企業が存在しており、このうち1.1万社以上が工業企業です。現時点での全区の外資導入実績は100億米ドルを突破しており、外資企業の入居数は1,900社超となっています。常州の新たな産業配置に基づき、常州国家高新技术産業開発区はソーラースマートエネルギー、炭素繊維及び複合材料、新エネルギー車・自動車コア部品、次世代情報技術、新医薬・医療機器、スマート装備製造などの産業を重点的に発展させる方針です。今年、より多くの日本人投資家または日本の企業様に注目してもらうために、常州国家高新区は147平方キロの中日(常州)智能製造産業パークを全力で建設しています。現時点で、同産業パークには既に160社の日本企業が入居しています。また、区内には50店舗を超える日本料理店や居酒屋がある日本人街もあり、1,000人以上の日本人が生活しています。投資意向のある企業様の現地訪問視察をお待ちしております。</p>	


江蘇・常州西太湖科技産業園	HomePage: www.wj.gov.cn
 <p>常州西太湖科技産業園は2006年設立され、常州市武進区に立地し、所在の常州市は揚子江デルタにおける重要なイノベーションと製造基地で、国から全国文明都市、中国ベスト投資環境都市、中国ベスト生活環境都市など様々のなを授与されています。</p> <p>園区は上海と南京の二大都市の中間に位置し、地理位置は特に恵まれ、面積164平方キロメートルの湖と隣接し生態環境は優美です。武進は国連より「ベスト居住都市」賞を受け、また長年連続で「中国投資理想の中小都市(区)百強」の第一位を取得し常州西太湖科技産業園は江蘇省政府の認可により設立されました省級経済開発区で、総面積は70平方km、医療健康産業、新素材産業、ハイエンド装備製造業、Eコマース産業をリード産業として重点的に発展させるクリーン工業区、それに日本企業向けの『日本中小企業工業園』も目指して発展しております。入居敷居なし、土地代、家賃、税金、人材政策等特別な優遇があります。</p> <p>産業園区は「法治、誠心誠意、効率、Win-Win」を理念とし、全過程、全方位の良質サービスを提供致しますので、日本企業の投資を大歓迎致します。</p>	

江蘇・太倉市招商局	HomePage: invest.taicang.gov.cn
 <p>TAICANG INVEST 太倉投資促進</p>	<p>太倉市は江蘇省蘇州市に立地し、中国沿海経済圏と長江デルタ経済圏の交わる所にあります。東は長江に臨み、南は上海市に繋がり、西は昆山市に接し、北は常熟市と隣接しています。総面積は 823 km²、常駐人口は 103 万人です。車で 30 分の距離に上海虹橋空港があり、1 時間の距離に上海浦東空港、上海市都心部、蘇州市都心部に到着することが出来ます。沪蘇通鉄道第一期（虹橋行き）が 2020 年 7 月 1 日に開通し、太倉駅から上海虹橋駅まで 20 分かかります。将来的には、上海市域鉄道嘉閔線、沪蘇通鉄道第二期（浦東行き）、南沿江鉄道、北沿江鉄道、蘇州無錫常州都市間鉄道など、合わせて六つの鉄道が太倉で合流します。太倉港は江蘇省第一外貿大港湾であり、上海国際航運センターの幹線港湾でもあって、現在日本、韓国等 200 ラインの国際国内航路が開通しています。</p> <p>太倉はすでに 2001 年にドイツの「デュアル教育」の導入に成功し、中等専門学校から大学までの完全な職業訓練システムを確立し、1 万人を超える管理人材と専門技術者を提供してきた。また、西北工業大学と西安交通—リバプール合弁大学という二つの一流大学の太倉キャンパスが建設完了であり、2022 年で開校し、年に合わせて 15,000 人の学生の見込みです。</p> <p>太倉市の管轄下には国家級の太倉港経済技術開発区と省級太倉ハイテク経済産業開発区があり、開発区のインフラ基盤施設は「九通一平」が整備され、現在既に P&G、ナイキ、シェフラー、ボッシュ、ユニリーバー、三井造船、本田、ニトリ等の外資企業 1,500 社余が進出済であり、そのうち日本企業約 200 社、ドイツ企業 420 社があります。太倉は中国・ドイツ企業合作基地、中国製造業ベスト 10 投資都市、長江デルタ最善投資価値開発区の一つに称されています。現段階、太倉市は重点的にハイエンド装備製造、先進材料、現代物流貿易、航空宇宙、バイオメディシン、カルチャ観光等の産業を發展させています。</p>

浙江・嘉興経済技術開発区	HomePage: www.jxedz.gov.cn
	<p>嘉興経済技術開発区は 1992 年 8 月に設立され、嘉興市都市部と緊密につながる都市型開発区であり、浙江省五つ重点開発区の一つでもあります。2010 年 3 月に国務院より国家級開発区に昇格されました。開発区の計画面積は 110KM²、人口は 30 万人です。今、開発区には外資企業 670 社余り、中に日系企業 60 社余りがあり、自動車部品、精密機械、食品加工の産業群が形成されました。開発区は産業転換とアップグレードモデル区、科学教育商業総合区、国際商務区、先進製造業団地に分けられて、重点的に自動車部品、装備製造、食品、半導体産業、5G 設備製造などの先進製造業と現代サービス業を誘致しています。</p>

<p>浙江・独山港経済開発区</p>	<p>HomePage: www.dpdz.gov.cn</p>
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 2;"> <p>浙江独山港経済開発区は省級の経済開発区で、長江デルタ地域の中心である上海市に隣接しています。また上海浦東国際空港や上海虹橋国際空港などの三大空港まではいずれも車で約 1 時間の距離で、非常に良い環境に恵まれています。</p> <p>独山港経済開発区は国家 1 類の港湾を擁し、石油化学ふ頭、コンテナふ頭、雑貨ふ頭を建設・保有しています。上海国際輸送センターを構成する重要な地域でもあり、国内最大のコンテナ港である洋山港からの距離は約 74 キロメートルです。</p> <p>当開発区の計画面積は 111.9 平方キロメートルで、ファインケミカル、設備製造、港湾物流を主要産業とし、現在は多くの外資企業が入居しています。</p> </div> </div>	

<p>山東・東営経済技術開発区</p>	<p>HomePage: www.dyedz.gov.cn</p>
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 2;"> <p>東営経済技術開発区は黄河デルタ地域における初の国家級開発区です。全国 219 の国家級開発区におけるランキングは第 58 位であり、山東省の 15 の国家級開発区のランキングでは第 3 位です。</p> <p>東営経済技術開発区は黄河デルタ地域の中心都市であって、中国第 2 位の大油田である勝利油田の所在都市である東営市にあります。東営市の面積は 8,243 km²、人口は 217 万人、優れた地理的位置にあって自然資源は豊富であり、産業基盤は確固としており、環境は優美で住み易く、全国文明都市、中国優秀観光都市、第 1 組国際湿地都市であって、中国東部の最も発展潜在力のある地域の 1 つでもあります。主導産業としては石油化工、タイヤゴム、石油装備、非鉄金属、新素材等であり、新素材、交通装備製造、航空宇宙産業を重点的に発展させます。</p> <p>東営経済技術開発区は「重商、親商、安商、扶商」の理念に基づき、日本企業の東営経済技術開発区での投資興業を歓迎致します。</p> </div> </div>	

<p>広東・広州南沙経済技術開発区</p>	<p>HomePage www.gzns.gov.cn</p>
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 2;"> <p>広州市南沙区は粵港澳大湾区(広東・香港・マカオグレーターベイエリア)の中心に位置し、国家級新区、自由貿易試験区、粵港澳全面合作モデル区など多くの重点的な国家戦略を実現している、広州市唯一の副都心センターです。また、国家総合保税區、輸入貿易促進イノベーションモデル区、国際人材特区の承認を相次いで獲得しました。粵港澳大湾区は立体交通網が既に完成し、南沙「30 分圏内」及び「1 時間生活圏」が日々形成されており、粵港澳大湾区の重要な玄関口としての地位は日々顕著になっています。</p> <p>第 13 次 5 ヶ年計画 (2016~2020 年) 期間、南沙地区の GDP 成長率は 70% 超となり、輸出入総額及び外資導入額 (実行ベース) などの主要経済指標は年平均で二桁成長を実現しました。世界ベスト 500 社による投資プロジェクトの誘致数は累計 217 件となり、广汽豊田をトップとした自動車製造産業クラスターの 3 年連続での年間生産額は 1,000 億元を突破しました。あわせて、广汽豊田の完成車工場、電装、JFE、三菱重工、三井物産、三菱 UFJ 銀行など 60 社余りの著名な日本企業が集積</p> </div> </div>	

しています。

広東・仏山市南海区

HomePage : www.nh.jmw.gov.cn



仏山市南海区は広東省中部(珠江デルタ地域の核心)に立地し、香港・マカオの近くに在ります。全区人口は 285 万人、面積は 1,073 km²、GDP は 2,980 億元(2018 年)、この 3 種類のデータは仏山市(5 つの区を所轄)の 3 分の 1 を占めています。

中国改革開放が最も早く展開し、経済が最も活発化した地区として、南海区は自動車製造、アルミ型材、新素材、新光源、環境保護、医薬等の産業が集積し、仏山市高新区(国家級)等 10 のテーマ開発区を計画し建設しました。2014 年、南海区は国連開発計画(UNDP)と中国科学技術部との『中国水素燃料電池自動車商業化発展プロジェクト』モデル都市の 1 つ(全国合計 5 都市)にリストアップされ、2017 年には率先して全国初の商業化運営水素補給スタンドを始動させました。このバックグラウンドの下、南海区はその充実した自動車産業をベースとして水素燃料電池自動車産業の発展に力を入れ、トヨタ自動車株式会社、四川豊田汽車有限公司、豊田通商、三菱通商、三井物産、東レ株式会社、地方自治体横浜市、現代自動車等水素エネルギー関連企業や政府の視察を受入れて来ました。計画では 2019 年に区内に 10 ヶ所の水素補給スタンドが完成します。

ここ数年、既に進出している日系企業の全体的経営状況は良好です。企業の持続的安定した健全な発展をサポートする為、仏山市南海区経済・科学技術促進局は日本企業の誘致業務を更に強化し、従来の日本企業誘致部隊をベースとして、2016 年 4 月、上海市長寧区に南海区駐上海投資促進代表処を設立し、華東地区の日系企業の情報を専門的に収集し、その投資需要に対応します。実務において、日本側仲介機関、銀行、企業と密接な連絡を取りながら、プロジェクト交渉過程において、政策の実行から、区級各部門間の調整、開発区との意思疎通、土地区画(工場建物、キャリア)の立地選択等の分野でプロジェクトのサポートを実施し、企業の進出に対し全力を挙げて協力しています。